

# 健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和元年9月13日（金）  
午前10時00分～午後5時28分  
場 所： 第1委員会室

出席委員 (7人)	委員長	三階道雄	副委員長	きりき 優
	委員	小林憲一	委員	いぢち 恭子
	委員	大野まさき	委員	渡辺 しんじ
	委員	遠藤ちひろ		

出席説明員	健康まちづくり政策監	倉吉 紘子		
	行政管理課長	小柳 一成	資産活用担当課長	松田 隆行
	文書法制課長	友寄 隆志		
	健康福祉部長(兼)福祉事務所長	小野澤 史	保健医療政策担当部長	伊藤 重夫
	福祉総務課長	古川 美賀	健康推進課長	金森 和子
	保険年金課長	松下 恵二	高齢支援課長	伊藤 和子
	介護保険課長	廣瀬 友美	障害福祉課長	松本 一宏
	健康まちづくり推進室長	田中 久夫	住宅担当課長	大島 亮弥

## 案 件

件 名	審 査 結 果
1 元陳情第15号 重度訪問介護を利用する単身障害者が都営住宅に入居するにあたっての運用改善を東京都に求める意見書提出を求める陳情	趣旨採択
2 第98号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
3 行政視察について	決定
4 特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

件 名	担 当 課 名
1 多摩市立健康センター駐車場の有料化について	健康推進課
2 (仮称)多摩市版子育て世代包括支援センター事業開始に向けた取り組み(経過報告)	健康推進課
3 多摩市受動喫煙防止条例施行に向けた取り組みについて	健康推進課
4 多摩市版地域医療連携構想策定事業の取り組みについて(経過報告)	健康推進課
5 後期高齢者医療保険の保険料改定について	保険年金課
6 休日納税相談日の変更及び「PayB(ペイビー)」の導入について	保険年金課
7 市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて	行政管理課
8 東部地域包括支援センターの移転・開設日について	高齢支援課
9 「地域密着型サービス整備計画」の公募の結果について	高齢支援課
10 第7期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(平成30～令和2年度)進捗管理(平成30年度実績)について	高齢支援課
11 「平成30年度 多摩市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績」について	障害福祉課
12 「(仮称)多摩市障がい者差別解消条例」の制定に向けた取り組みについて	障害福祉課
13 医療的ケア児(者)の支援体制の整備について	障害福祉課
14 平成30年度多摩市に虹を架けよう大作戦の取組状況について	健康まちづくり推進室
15 「(仮称)調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市 成年後見制度利用促進基本計画」の策定について	福祉総務課
16 民生委員・児童委員12月1日付一斉改選に伴う状況について	福祉総務課

17	多摩市西永山福祉施設の開所について	福祉総務課
----	-------------------	-------

午前10時00分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

それでは、早速であるが日程第1、元陳情第15号 重度訪問介護を利用する単身障害者が都営住宅に入居するにあたっての運用改善を東京都に求める意見書提出を求める陳情を議題とする。

なお、元陳情第15号については署名の追加があったので事務局より報告させる。

池田議会事務局次長 元陳情第15号について、当初の署名は24名だった。本日までに署名の提出が194名あった。合計して218名である。

三階委員長 本件については陳情者から発言の申し出がある。多摩市議会基本条例第6条第3項の規定により、これを許可することにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。よって発言を許可することに決した。

発言される方に申し上げる。議会で定める要領により発言は5分以内となっている。なお、1分前になったらその旨お知らせするので、時間内での発言をお願いします。また、本日の発言は要点記録に記載される。簡潔で明瞭、また陳情書に沿って発言をしていただければと思う。それでは氏名を言われてからの発言をお願いします。

陳情者(松井氏) 松井正子と申す。どうぞよろしくをお願いします。重度訪問介護を利用する単身障害者が都営住宅に入居するにあたっての運用改善を東京都に求める意見書提出を求める陳情書について、補足をさせていただければと思う。

娘は、出産時産声を上げなかった。へその緒が首に巻きつき、全身が黒ずんでいた。医師が懸命に蘇生術を施し、やっと産声を上げ、けいれんがあった。けいれんは酸欠の副作用なのだそうである。取り戻すことのできない数分間が重度知的障害のスタートとなった41年前のことである。

障がい者が親元を離れるとき、従来は施設かグループホームがほとんどだった。数年前に重度訪問介護という制度が始まり、生まれ育った地域で

暮らすという選択肢が広がった。娘は介助者のサポートを受けながら日中は大好きな生活実習所に通い、自分らしい生活を送っていることをありがたいことに思う。一日の暮らしの中では生計のやりくりがあり、10月からは消費税アップに対応しなければならない。世界情勢も不確かな中で、住まいのセーフティネットである都営住宅への入居を切実に願っている。行政には重度障がい者と生活介助者との生活実態へのご理解とご容認をいただき、障害があっても誰もが笑顔で暮らしていくことのできる社会へのご支援を賜るよう心からお願いを申し上げ、陳述補足とする。

三階委員長       それでは、本件の陳情内容について現在の市の状況や考え方など、市側から報告があったら願います。

松本障害福祉課長   では、市側から少し意見を述べさせていただきたいと思う。障害のある方の居住の場の確保については、個々に障害のある方々の状況によって求められるもの、必要とされるものが異なるので、なかなか難しいと市でも受けとめている。

陳情書では、都営住宅に対する入居申し込みの要件の緩和、運用改善として、単身名義での申し込みでは生活、命をサポートする介助者の必要生活空間が確保できないため、介助者と住まう障がい者は単身で2人入居物件への申し込みができることにさせていただきたいというものである。

障害者総合支援法に基づくサービスである重度訪問介護を利用する方の介助者については、重度障がい者に対して長時間の介護を行う方になる。生活の多くをともにする時間は多いものの、障がいのある方を支援する方であって、支援される障がいのある方と居住をともにする方ではないというところがある。そのような観点から、単身で生活される障がいのある方に、単身世帯用でない2人入居物件が利用申し込みできるように都に要請することについては、他に居住の場に困っておられる2人世帯の方々のことも考慮する必要があるかと思うので、市としては慎重な対応が必要なのではないかと考えている。

大島住宅担当課長   住宅に関する陳情であるので、住宅担当所管からも少しご説明申し上げます。なお、都営住宅への入居については、ご存じのとおり東京都及び東京都住宅供給公社が管理運営しているので、ご説明については市の住宅担

当において把握している範囲でのものとなるのでご了承いただければと思う。

まず都営住宅への単身者の入居であるが、都営住宅の募集要項中に単身者向けの入居資格においては、常時介護を必要としない程度に自立した生活が可能であることという条件がある。本条件についてはただし書きがついており、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要としている方でも、その心身の状況に応じた介護を受けられる場合は申し込みできるとある。これは要介護状態の方、障害のある方についても、介助者がいることで申し込みができるという条項になっている。実際に単身入居の申し込みをする際には、申し込みの必要書類の中に単身入居の入居者資格認定のための申し立て書があり、こちらを提出していただくのだが、その書式の中で単身で日常生活を営む上で何らかの介護を必要とするかという説明があり、こちらについて介護を必要とする方については、現在の住まいの状況、心身の状況、日常生活における介護の状況に関する質問にお答えいただく。また、必要に応じて介護保険の被保険者証や障害福祉サービスの受給者証などにより介護状況等を確認し、こういったことも含めて資格審査が行われる。審査の結果合格すれば入居手続を行っていくような流れになっている。

次に、単身者向けの都営住宅の募集状況について説明する。都営住宅は家族向けの住宅として整備されてきたという経緯があることから、当初は単身者には入居資格を認めていなかった。しかし、その後の法改正等を受けて、単身の方でも60歳以上の方のほか、ハンセン病患者やDV被害者、障がい者等に対し入居資格が認められるようになった。

都営住宅の住戸の提供基準であるが、ファミリー世帯にはファミリー世帯向け、2人世帯には2人世帯向けというように、基本的には世帯の規模によるものとされている。東京都営住宅条例施行規則では、単身者が入居可能な住戸は居室数が2部屋以下またはこれによりがたい場合は住戸専有面積が39平方メートル未満という基準がある。本市の都営住宅は2人以上の世帯向けのものが大半であるので、単身向けの住戸は少ない状況であるが、都内では単身者向けの基準に該当する住戸は全体の約34%、3分

の1程度あると伺っている。先ほど申し上げたように、本市においては単身者向けの住戸の絶対数が少ないということで募集も少ない状況となっているが、中にはファミリー向けの住戸でも単身者可となっている、単身でも入居できる住宅の募集があることもある。また、近隣市に目を向けると、直近の8月の募集でも、八王子市、町田市、日野市などでは、本陳情者が言われるような生活空間を用意できるような、2人入居ができるような水スペースのある住戸の募集もあったような状況である。

以上、都営住宅の状況についてはこのようになっているが、多摩市内には単身者向けの住戸が少ないといった状況も踏まえるが、先ほど松本障害福祉課長からもあったが、2人世帯用を認めると、2人世帯の方が入れる住戸が減ってしまうこともあり、その辺も勘案していただき、審査いただければと思う。

三階委員長       これより質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員       まず障害福祉課のほうに伺いたいと思うが、最初に重度訪問介護の概略と要件というか、どういうことがあればそれが認められるのか、まずお話をお願いできればと思う。

松本障害福祉課長  重度訪問介護については、介護が継続的に行われる必要がある重度の障がいの方が対象になってくる。そのようなことで、身体介護など、間断なく支援が必要な方々に対して支給決定しているような状況である。

小林委員       重度訪問介護を受けている方、その当事者の方はどのような生活を送っておられるのか。

松本障害福祉課長  人それぞれ違うとは思いますが、やはり介護者とともに時間を一緒にすることが多い、外出も介助しないとなかなかできないような方だと思うので、そういう介助者と生活を一緒にする時間が必要な方だと考えている。

小林委員       そうすると、当事者の状態によっていろいろ違うとは思いますが、24時間介護という方もその中におられると思うが、その場合に介助する方、介助者の仕事はどういったことになるのかと、その一つの空間で介助することになると、どの程度のスペースが必要になるのかがわかるのか。

松本障害福祉課長  人によって違うかと思うが、車椅子の方であれば車椅子のスペースも必要になるし、入浴や着がえるようなスペースも必要になる。また、食事

をとるようなスペースも必要になってくると思うので、やはりそれなりに必要な空間が求められるかと思っている。

小林委員 介助者は当事者を介助することが仕事で、介護しているときは介助という仕事をその場でしておられるということであるから、例えばそこで介助者が暮らすということではないと思うが、一定のスペースがないとそこで十分な介助ができないことはあると思う。そうすると、例えばごく普通に単身者が都営住宅の入居を申し込んで、単身者用の住戸に入るとすると、ごく一般的な単身者用の住戸では、介助者がその場で24時間介助することを考えると、スペース的にたりないことがあり得ると考えてよろしいのか。

松本障害福祉課長 単身者用の住戸も物件によって違うと思うが、やはり介助者が動きやすいスペースというか、あまり狭いと介助がしづらいこともあるかと思うので、物によると思うが、必要なスペースは求められると思う。

小林委員 厚生労働省のホームページを見ると、これは2009年4月か、「障害者（児）の地域生活支援の在り方に関する議論の整理」というのが載っていて、その中で入所施設やグループホームからの移行先として希望する者には民間アパートや公営住宅で安心して暮らすことができるよう、本人や家主に対し緊急時に対応できるよう生活の支援体制を推進すべきである。また、必要な戸数の公営住宅を整備していくことが必要であるというのがここで出ていて、障がい者が地域で暮らしていく、今そういう方向にずっと施策が動いていると思うが、そうすると、それに必要な住まいをきちんと保障していかななくてはいけないと。その中では、必ずしも公営住宅とは限らないかもしれないが、民間アパートも含めてそういうものを整備していかななくてはいけないと。その中でとりわけ公営住宅もそれに合わせて整備していかななくてはいけないというのが厚生労働省の考え方だと思うが、その点については所管としてどのように考えているのか。

松本障害福祉課長 障がいのある方々の居住の場の確保はなかなか難しい、民間のアパートを借りたくても断られるような事例もあるとお聞きしたりすることもあることを考えれば、できる限り障がいのある方々が居住できる場をいろいろな方面で確保できるような対策を求めていく必要はあるのかなと思う。

小林委員       では、住宅課のほうにお聞きしたいと思うが、今のお話の中で、都営住宅の数そのものについては、東京都としてはこの間長い間全体の戸数はふやさないということできていて、私自身はふやす方策に転換すべきだと思うが、だが、全体がふえない中でも障がい者が地域で暮らすことを考えると、この多摩市内も含めて、障がい者が住むことができる住戸を全体としてふやしていくことがやはり必要ではないかと思うが、その点は所管としてどのように考えているのか。

大島住宅担当課長   今、小林委員が言われたように、住宅確保要配慮者については、障がい者も含めてであるが、そういう入れる住戸をふやしていかなければいけないということで、今多摩市でも住替え・居住支援協議会の中でそういう施策について検討している中で、やはり受け入れてくれる住戸がないとあっせんのようながないということで、当然公営・公的な賃貸住宅を含めて、そういう障がい者が入れる住戸の絶対数をふやしていく必要があるだろうと思っている。

小林委員       もう一つ確認をしたいが、単身者が、介助者がそこにいるスペースを持った住戸を都営住宅の中で確保したいと考えたときには、そういう事情があれば単身者として申し込んでもファミリー世帯向けの住戸は申し込みもできるし、入ることもできるようなことを先ほど言われたと思うが、その点はいかがか。

大島住宅担当課長   私の説明が少しわかりづらかったのかもしれないが、単身者の方はあくまで単身者向けとして募集する住戸となり、基本は単身者向けであるが、単身者向けの住戸の中でも例えば2DKや部屋の広さが若干広目のところもあり、そういう住戸であれば申し込みいただけるということである。また、多摩市でもあったが、基本的にはファミリー世帯向けの住戸でも、単身者も可として東京都が募集するときがあり、そういうときには単身者の方でもファミリー世帯向けに応募できる状況である。それは個別住戸別に募集がかかるので、ここは1人世帯向けである、1人～2人世帯向けであるといった形になるので、探していただくようにはなるが、広目の住戸を選ぶことは現状できなくはない。ただ、絶対数は少ない状況である。

小林委員       今言われたように、できなくはないが非常に数が少なくて探すのは難し

いと、ましてや住みなれた多摩市で見つけようと思うと、多摩市内でも本  
当に少ないというかゼロに近いということだと考えてよろしいか。

大島住宅担当課長 委員が言われたように、多摩市内はもともとファミリー世帯向けの住  
戸がほとんどであり、後期、後から建てられたところには若干単身者向け  
もあるが、数が少ないという中では、常に入りたい方というのはあり、高  
齢の単身者がたくさんおられるので、そういうところのあきが出ることは  
少ない状況である。ただ、今後、西永山や中諏訪といったところで都営住  
宅の建てかえを行っているが、その中では単身者向けの住戸も確保してい  
く方向で今整備が進んでいる状況である。

渡辺委員 今の住宅の件でお伺いするが、単身向けで、もともとはファミリー世帯  
向けだったのが今単身向けにという形で募集をかけているところがあった  
と思う。例えば和田とか、あの辺が恐らくそうだったと思うが、今ちょ  
うど建てかえの関係で、あそこは募集をかけていないと思う。一つまず先に  
聞きたいのが、先ほど平米数の話を言われていて、もともとはファミリー  
世帯向けであるが、平米数が39平米以下だったらということ、もとも  
とファミリー世帯の分が単身者向けになっているということでもいいのか。

大島住宅担当課長 今、渡辺委員が言われたとおりで、39平米未満というのが一つの条  
件となるので、二部屋以下という条件で39平米を超えているものももし  
かしたらあるかもしれないが、二部屋以下であれば、規則上は入れるこ  
とは入れるが、基本的にはそういう物件では2人用の募集をするので、今言  
われたように39平米未満の二部屋のものという条件がつくかと思う。

渡辺委員 古い団地、40年代の団地になるので、部屋が間仕切りで分かれていて  
も広さ的にはかなり狭い状況であるから単身でもいいというような認識で  
いいと思うが、和田や愛宕、諏訪もそうであるが、その辺はもうほとんど  
建てかえの対象になっている。そうすると、例えば落合、豊ヶ丘、貝取と  
いったところで今言ったようなケースがこれから出てくるのか、もしくは  
今単身向けで申し込みを受け付けているのか、おわかりだったら教えてほ  
しい。

大島住宅担当課長 ただいまのところ、都営住宅の状況であるから、済まないが、私のほ  
うではそこまでは把握していない状況である。

渡辺委員 　　いずれにしても、少し古い団地で狭い状況で、そこだと基本的には部屋が分かれているので、例えば介助者の方がそこでスペースがとれるということはあると思うが、恐らく貝取のほうだと、単身向けは今までたしかなかったと思う。そうすると、そういうところは期待できないということでもよろしいか。

大島住宅担当課長 　あくまで私が所管しているわけではないので推測になってしまうが、今、委員が言われたように、現状ではそういうところに単身者向けが出ることは少ないのかなと思っているところである。

大野委員 　　先ほど住宅のほうでご説明があった他市の八王子市や町田市というのは、本陳情で求めているようなことを既にやられている例としてお話をされたのか。もう一度詳しくご説明をお願いします。

大島住宅担当課長 　先ほどの説明がわかりにくかったのかと思うが、本陳情ではやはり2人入居物件ということで居室が2つ以上ある物件をご要望なのかと思い、そういったケースだと八王子市で、例えば直近の募集では和室6畳と和室4.5畳プラスDKという36平米の間取りで単身者向けの住戸、日野市においても和室6畳、4.5畳、洋室3畳プラスダイニングキッチンで、こちら1人向けの募集、こういったような物件が単身者向けでもあるということで、障がい者の方用に用意しているということではなく一般的な単身者向けとしてこういう住戸もあるので、活用できるのではないかとということでご説明をさせていただいた。

いぢち委員 　　今国では障害者差別解消法が施行され、そして、この多摩市でも差別解消条例をつくろうという、今まさにそういう時期である。その中で、これはもちろん都の制度ではあるが、募集要項上は認められていても現状入居することができないというこの現実、まさに差別解消法、そして、これからつくられる条例にある社会的なバリアであって、それを取り除くために公共は努力しなければいけないと思うが、その点について所管としてどうお考えになるのか。

大島住宅担当課長 　陳情の状況は少し私にはわからなかったところもあるが、入居することができないというのは、既に募集に応募されて拒まれてしまったということなのか、あるいは都営住宅の1人向けのお部屋だとやはり無理だとい

うことで、まだ募集していない2DKとか3DKの部屋でなければ募集できないという状況で、募集する前に拒まれてしまったことなのかは読み取れなかったので、申しわけないが、今申し上げたように、二部屋あれば、この陳情者が言われるような介助者の生活空間を確保しながら都営住宅に入居できるのではないかと考えている。絶対数が少ないというところでは、やはり障がい者の方に門戸を開くところは必要だろうと考えている。

いぢち委員 言われることはそのとおりであるが、それでは健康福祉部としてどのようにお考えか。

松本障害福祉課長 障がい者に対する配慮というところでは、やはり個々で求める配慮が障がいの状態によっても違うかなと思う。だから、通常はこういう要件であると示しているものがあつたとしても、例えばその人がその要件、障がいがあることでこういう居住の場ではなかなか生活ができないので、通常の要件以外のところで緩和してもらえないのかというところは働きかけていただいたり、東京都のほうなのか、そういったところで配慮していただけるような形が求められてくるのかなと思っている。だが、東京都のほうも公募の要件を書いている中では、それを取っ払って特例で入れるのはなかなか難しいかと思うので、例えば状況によってはご相談いただければ対応できるようなことから進んでくると、障がいのある方の居住も拡大していけるかと思う。

いぢち委員 非常に回りくどいお話で、もう少しはっきりと差別解消法の問題に照らしてははっきりと社会的バリアを外すために、これは都の制度ではあるが、そのことを含めても、まさに現場の住民の皆さんと相対している皆さんとしてみても少し積極的なお話を伺いたかったなど、これは個人的な考えであるが。

それから、先ほど大島課長から、今回の陳情者の現実のバリアの状況が、現実に申し込んで断られたのか、最初から要綱を見て無理だと思ったのかということと言われたが、それこそ市民の方はいろいろな方がおられる。それで、だめかとも思ってもアタックする方もあれば、やはりこの時点でつらい、特にそれまでに障がいのある家族をお持ちの方はいろんな苦勞を重ねておられるから、最初からこれは無理かとも諦めてしまう。だが、そ

のことも含めて私は社会的バリアだと思う。最初からハードルが高くて困難があるかもと諦めさせてしまうことも私は大きなバリアだと思うが、その点も含めて改善をしていくべきではないかと私は思うが、いかがか。

大島住宅担当課長 社会的障壁というところでは、やはり心のバリアもあるかなと思う。今、いちち委員が言われたように、その辺も配慮して都営住宅がどなたでも申し込みしやすい制度に必要があるのではないかということかと思うが、都営住宅のことでなかなか申し上げにくいところもあるが、東京都には26万戸の都営住宅がある中で、統一したルールで運用していく中で、なかなか個別的な配慮が難しい、社会的障壁を除去するというところでもなかなか難しいところもあるのかなと思う。ただ、福祉的な観点からいくと、やはり住宅セーフティネットを担う公営住宅であるので、そういった障がい者や単身高齢者の方への配慮をこれからどんどん広げていくべきだろうと考えている。

いちち委員 大変大事なことを言っていた。まさに公営住宅は普通の民間の住宅よりははるかにそういった福祉的な、公共の福祉に益するべき役割を持っているということは常に考えていただきたいと思う。

それで、最後に確認であるが、都営住宅の単身者用の居住スペース、平米にある程度幅があるようであるが、その大体の、あるいは最小から最大までの平米数と、同じく2人世帯用の面積について教えていただけるか。

大島住宅担当課長 単身者向けの平米数については、先ほど申し上げたように39平米未満であるが、一般的には33平米から37平米程度の住戸が多くなっているところである。中には39平米のものもあるが、狭いところでは30平米を切るところはほとんどないと思う。見たところであるが、そうなる。2人以上の世帯向けについては、小さいところでは36平米、37平米というものもあるが、一般的には40平米から50平米ぐらいの範囲のところが多くなっているような状況である。

いちち委員 そうすると、これは先ほどの繰り返しの質問になるが、やはり長期の1日のうちのかなりの部分を介助者と過ごさなければならない、しかも介助をするわけであるから、普通の2人用の世帯の居宅に入っていたとして、一人一人が自立した生活ができてほとんど接触なしに過ごせるのとはわけが

違うと思う。介助者が必要ということは、2人分動けるスペースがかなりの程度必要になってくると思われる。その場合にももちろん間取りの関係等いろいろ差があると思うので、37平米でも結構広々2人で動けるとかいろいろな差はあると思うが、ただ、この数値を見て、やはりそういったことを考えたときに、現実には介助が必要な方と、介助者との一日の長時間を過ごすスペースとしては、私は、この2人用世帯はやはり40平米近くは最低でも必要と感じるが、そののところいかがか。個人のご感想でも構わない。

大島住宅担当課長 障がいの状況などにもよると思うので一概には言えないと思うが、やはり最低居住面積があるので、2人世帯だと35平米以上となっているので、35平米以上は最低でも必要だろうというのは一般的なところである。今、委員が言われたように、障がい者であれば35平米以上さらにプラスしてということが必要になってくる方も中にはおられるということで、確かに一人世帯向けの39平米では足りないだろうという状況もあろうかと思う。

きりき委員 陳情者の方は娘さんの話を前提にされているので、本当に日々の生活でお困りのことがあってこういった陳情書という形になったのかなと思うので、そういったところに関しては十分配慮したいと思うが、陳情書として意見書を提出するに当たっては、重度訪問介護を利用している方の住まいの話ということで、個別のケースというよりは一般的な重度訪問介護利用の方についてどのように対応していくかという形で議論を進めさせていただきたいと思う。陳情者の方のご意見だと、重度訪問介護を利用しているときには介助者の必要生活空間ということで、介助者、要はヘルパーさんの生活をする空間と一緒に住む部屋の中に確保したいというお話だと思うが、重度訪問介護のサービスというのは、そのヘルパーがそこに住んで生活をする空間を一般的に求められるものなのかどうかをまず伺いたいと思う。

松本障害福祉課長 今ご質問をいただいた重度訪問介護のヘルパーと一緒に居住する方なのかということやはりそうではない、あくまでも居住されている方に対する介助を行う方になるかと考えている。

きりき委員      重度訪問介護のヘルパーはそこに住むわけではないということで、もしそのヘルパーの生活空間まで用意しようというような形で意見表明をしてしまうと、場合によっては重度訪問介護というのは介護報酬をもらいながら別の部屋で休憩をしているのではないかなというような形のあらぬ誤解を招く可能性もあるのかなと思うので、その部分に関しては慎重に取り扱うべきかと思った。あと陳情書の中では、障がい者は介助者がつく場合は入居申し込みができると書いてある。そのように訴えられているが、都営住宅に応募するときというのは、障がいのある方は介助者が同居していることが前提なのか、先ほど少しお話があったと思うので確認するが、それとも介護のサービスを受けることができることが証明できれば都営住宅に応募することができるのか、そのあたりの確認をお願いします。

大島住宅担当課長      障がい者の要介護者等については、介助する方は同居とはみなされない。あくまで単身世帯ということで、単身世帯向けの住戸に募集するという状況であり、先ほど申し上げたとおり介助者がつく場合には入居ができるということで、逆に介助者が見つからないと自立できない方は介助者をつけることが条件となってくる。

きりき委員      ヘルパーを確保できると、同居でなくても応募することが一般論としては可能であるということだと思う。さんざん今までもお話があったが、障がい者を支援していくという視点とともに、生活困窮者に対する住宅施策と住宅セーフティネットという側面も決して見逃してはならないと思うので、障がい者の重度訪問介護利用の方のためだけに特別に優遇していくと、個別ケースとしてそういったケースも必要なことがあるのかもしれないが、一般論として特別に優遇していくのは、なかなかこれは言葉は悪いが逆差別に当たる可能性もあるものであるから、慎重に議論を進めていく必要があるのかなと思うが、一方で、やはり障がい者の方の住まいの確保は現場でかなり苦労されている方も多いのではないかと考えているところである。先日の法改正で地域移行支援の充実も図られた。これは施設を退所される方であるので、この方の個別ケースに当てはまるかどうかかわからないが、一般論として地域移行支援であるとか、福祉ホーム、またグループホームに関しても充実が図られていると思うが、障がい者の方のお住いの確保と

いうところでは、福祉施策としてはどのようなものがあるのかの説明をお願いします。

松本障害福祉課長 障がい者の居住に対する支援というところでは、やはり障がい者施策としてはグループホームである。あとは居住、地域で生活するというものではないかもしれないが、地域で生活することが難しいということであれば、施設入所支援もある。また、やはり住宅施策というわけではないが、やはり単身で生活する上でご自身だけでの生活が難しい方に対して居宅介護で支援し、生活を支えていくというところが障がい者施策の対応かなと考える。

きりき委員 今のお話にもあったが、重度訪問介護も含めて在宅で生活をしていく、また在宅だけではなく施設を活用して生活することも含めて、住まいの確保をこれからも充実させるべきだと思った。一方で、やはり重度訪問介護サービスに関しては、その方が住むスペースを確保する必要がないことから、一般的な重度訪問介護の利用に関して都営住宅のほうで特別な優遇を図るのは、市議会で意見書をまとめることに関しては慎重であるべきかなと思った。

小林委員 もう一回であるが、先ほど述べられたように都営住宅に関しては、単身者が入居を申し込む場合、その住戸は基本的に単身者用の住戸となると、それは申し込みの段階でそういう制限があるということであるが、それは公営住宅法で既に決められている規定なのか、それとも都営住宅のローカルルールなのか、そのどちらなのか。

大島住宅担当課長 都営住宅条例と都営住宅条例施行規則でそういうルールが定められている状況だと思う。

小林委員 先ほど陳情者も述べられたように、重度訪問介護というシステムができて、地域の中で障がいを持った方が介助を受けながら自立して暮らすことができる、今そういう方向に全体として動いているが、それはごく最近になってそういうことができるようになってきたわけであるが、そういう中では、以前に東京都のローカルルールとして決められたことであっても時代変化の中でそういうところは制度の抜本的な変更が必要なのか、それとも運用を改善することでそれができるのかわからないが、少なくともそ

ういう方向にやはり向かっていくべきだと。今厚生労働省と国土交通省との間でも、障がい者の住まいに関してはいろいろ連携して協議が行われていると思うが、その方向に進むべきだと私は考えるのだが、所管としてはどのように考えておられるのか。

大島住宅担当課長 公営住宅も数に限りがあるので、今進めているのは住宅セーフティネット法に基づく民間賃貸住宅でのセーフティネット住宅をふやしていく取り組みが必要かと思っている。セーフティネット住宅は、大家、不動産会社のご理解をいただいて障がい者を受け入れる住戸をふやしていくことで障がい者も地域で暮らすことができるようになるかと思っている。そのためには、例えばバリアフリー改修が必要であれば補助を用意したり、家賃が高いということであれば家賃の低廉化の補助も、これは市町村で制度をつくらなければいけないが、そういう制度も国のほうではメニューとして用意している状況であるので、なかなか公営住宅に全て求めていくのは難しいというところで、民間賃貸住宅の活用も含めて住宅確保要配慮者、障がい者も含めてそういった方々の住戸を確保していくことが必要かと思っている。

小林委員 今現実に公営住宅がなかなか十分な数がないという中では、今言われた民間アパート等についても活用することはやむを得ないことなのかもしれないが、やはり基本はきちんと公のところが責任を持つ方向に行くべきだと思う。今回この陳情が都営住宅に関する事で、場合によっては生活環境常任委員会に付託も考えられたわけであるが、議会運営委員会で健康福祉常任委員会となった一番のポイントはやはり障害者差別解消法あるいは東京都も条例をつくっているが、その中で言われている合理的配慮をどうやったらきちんと現実のものにしていくことができるかということの中で健康福祉常任委員会で議論したほうがいいのではないかということになったといういきさつもあるので、ぜひそういう方向に向かっていくべきだと考えるので、多摩市の住宅担当課としてはなかなか答えにくいところもあると思うが、ぜひそういう方向に向かっていくべきだと私は思う。

いぢち委員 私は今の小林委員の意見に非常に賛成している。それで、一つつけ加えたいのは、先ほどのご説明、またご意見の中にも、重度障がいの方を2人

世帯のほうへ受け入れることで今度は生活困窮の方、2人世帯で困っておられる方へ供給できなくなる、少なくともそのおそれがあるということであったが、重度障がいをお持ちの方々が別にほかの理由で住居を必要としている方を排除したいわけではない。その方々が、自分が住むところを安定的に確保したいということである。もちろん、ほかにもいろいろな理由でそういう住居をお求めの方はあるだろうが、社会的バリアという意味は、その必要とする全ての方に住宅を、住まわれる条件を確保するのが特に公には求められるだろうと。言ってみればそちらに責務があるのであり、小さなパイの奪い合いのようなところで話をおさめていただくのは非常に不本意だと私は思っている。やはりいろいろな現実の問題があるのはわかっているが、それを何とかするためにこそ法ができ、そこで社会的バリアをなくすための合理的配慮をしようということを国が決定したわけである。その中で、これに関しては都の制度であるが、そして市が住宅の住みかえや居住支援などで、またいろいろな形で力を入れていこうとしているのも知っている。その努力を踏まえた上で、こうした現実に合っていない、そして法の精神に合っていない状況を何とか変えていこうという努力をさまざまな形でしていただくのが公の特に基礎自治体の役目ではないかと私は思うが、いかがか。

松本障害福祉課長 ご意見ありがとうございます。いただいたご意見のとおり、やはり基礎自治体のほうが当事者の方々からさまざまなご意見をいただく中で施策に反映できるものと考えている。今回のこの陳情は、重度訪問介護を利用する単身障がい者の利用の拡大ということで陳情が上がっているところであったが、やはり重度訪問介護だけではなく、ほかの障がいの方でも状況によっては広いスペースが必要になる可能性もある。だから、個々の障がいの状態に応じてそういう対応が求められるのではないかと。例えば一人での生活空間がある程度ないと落ちつかない知的障がいの方などもおられるかと思っ  
ている。だから、重度訪問介護の単身障がい者ということではなく、やはり障がいの状態に応じて必要な方にそういう配慮をしていくことが求められるのではないかと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。  
この際暫時休憩する。

午前10時51分 休憩

---

午前11時15分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。  
これより討論に入る。意見・討論はあるか。

きりき委員 元陳情第15号 重度訪問介護を利用する単身障害者が都営住宅に入居するにあたっての運用改善を東京都に求める意見書提出を求める陳情について、意見書提出を前提とした趣旨採択の立場から意見を申し述べる。

重度訪問介護サービスには必ずしも一般的に2人用物件が必要ではないことが確認できた。また、困窮者施策としての側面も含めて考えると、陳情者のご意見をそのまま意見書に載せることに関しては難しいのではないかと考えているところである。ただ、やはり陳情者の意を酌んで、障がい者の特性に応じて障がい者の方にはやはり住まいに関して特別な配慮が必要であることは間違いのないところである。介助者にとっても必要なスペースについて十分配慮いただくように、介助される方が十分なスペースを得られる施策を、都営に限ることなく住宅確保施策として多摩市議会で意見書を提出すべきではないかと思う。

小林委員 小林憲一である。元陳情第15号 重度訪問介護を利用する単身障がい者が都営住宅に入居するにあたっての運用改善を東京都に求める意見書提出を求める陳情について、意見書を提出すべきだという趣旨で趣旨採択すべきものという立場で意見を申し上げる。

陳情書にあるように、陳情者は重度訪問介護のサービスを受けて暮らしているご自身のお子どもさんが安心して暮らしていける都営住宅など公営住宅で重度訪問介護サービスを受けながら暮らしていけることを望んでいる。そして、現在の都営住宅の入居にかかわるシステムのままでは、介助者による介助のスペース確保に大きな困難があるとして、重度訪問介護サービスを必要とする重度障がい者の都営住宅の入居に関するシステムの改善、

それは制度の運用改善を含めての改善であるが、これを求めている。これは陳情者の子どもさんのみならず重度障がい者を持つ多くの親御さんの願いだと思う。普遍的な要望としてそのことを多摩市議会から東京都に意見書を上げてほしいというものである。抜本的な制度の改善が必要なのか、運用の改善で解決できるのか、ここでは判断できないが、ぜひ東京都等に検討を求めることが必要だと思う。

いぢち委員 元陳情第15号 重度訪問介護を利用する単身障害者が都営住宅に入居するにあたっての運用改善を東京都に求める意見書提出を求める陳情について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。

介助者なくしては日常生活に困難を来す重度障がい者が募集要項上は介助者の存在が認められているにもかかわらず、単身名義の申し込みとなることで現実に介助者とともに生活することができないのは、制度上の大きな矛盾である。差別解消法が施行され、障がいは社会の側にあるという考え方が公に示されたが、肝心の社会のほうが発想と運用を改めなければ法の精神はいつまでたっても絵に描いた餅であると言わざるを得ない。都営住宅は一般の民間住宅以上に福祉的な役割を担っていることを鑑みても、現状はその設立の精神に大きく反している。陳情の趣旨は至極真つ当なものであり、陳情者に限らず同じ困難に直面している全ての当事者のために一刻も早く制度と運用方法を改善すべきである。重度障がいをお持ちの方、また都営住宅の運用内容にとどまらず抜本的な福祉施策を改善していくという立場から、本陳情の趣旨に意見書提出とすることで賛成する。以上、ネット・社民の会として、本陳情を趣旨採択すべきとの立場での意見・討論とする。

三階委員長 ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、趣旨採択すべきものという意見が3名である。よってこれより元陳情第15号 重度訪問介護を利用する単身障害者が都営住宅に入居するにあたっての運用改善を東京都に求める意見書提出を求める陳情を挙手により採決する。本件は趣旨採択すべきものとす

ることに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手全員である。よって本件は趣旨採択すべきものと決した。

ただいま趣旨採択すべきものとした陳情は、議会として意見書を提出することを求める内容のため、委員会として本会議に意見書案を提出したいと思っている。

この際暫時休憩する。

午前11時22分 休憩

---

午前11時23分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

それでは、委員で内容を確認後、事務局へ意見書等を提出することを確認したいと思う。

それでは日程第2、第98号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

三階委員長 これより市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 本案については、平成30年12月25日に制定した多摩市西永山福祉施設条例について、使用料に倉庫を含めることに伴う使用料の改正及び多目的室を本条例に位置づけ、使用目的及び使用者を明確にすることを目的とするものである。詳細については福祉総務課長よりご報告させていただく。

古川福祉総務課長 では、多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例について、サイドブックスの中で考え方についてというA3判の資料を添付している。それを使ってご説明をさせていただく。

まず西永山福祉施設の設置の経過であるが、整備目的については、旧西永山中学校跡地がもともと福祉事業実施の拠点として位置づけられていたところ、その後本学校跡地を活用した都営住宅の移転に伴う合築施設の整備に当たり、本市で目指す健幸都市の実現のため、高齢者と障がい者・児をともに受け入れる共生型サービス施設整備の先導的な取り組みとして市が整備することになった。事業イメージとしては、高齢者や障がい者の在

宅生活を支援する場、そして高齢者と障がい者の交流や連携、施設利用者と地域住民の交流により、多摩市版地域包括ケアシステムを具現化していく場とされたところである。

昨年12月に本議会において西永山福祉施設条例が制定された。その12月議会においては、地方自治法242条の2の第1項の規定に基づいて条例を制定したが、当該施設の設置及び管理に関する事項を定め、その際団体室については、使用目的、期間、使用料等を規定している。倉庫については、利用団体の運営状況を配慮し、行政財産の使用許可として無償での使用について検討、また、多目的室は、施設使用者の交流や連携のための共用スペース等とし、共用スペースであることから、条例上には位置づけを行わなかったという形になっている。また、その利用方法については別途整理することとした。

平成30年12月に本施設の使用事業者の募集要項の周知をさせていただいている。その後2月26日に障害福祉サービスの事業者が決定した。

資料の訂正をお願いしたいが、平成31年3月に障害福祉サービス事業者より倉庫の利用希望があり、有償での倉庫の貸し出しについて検討した。

令和元年6月4日、庁内法律相談を実施し、結果については、①まず倉庫については条例改正により明記し、位置づけを明確にする。条例に位置づけずに公有財産規則等により一般的な行政財産使用許可を出す方法は、同じ施設内の事業施設と使用料の根拠が異なることになり矛盾が生じる。②多目的室についても、公の施設として条例上に位置づけることが必要というところで、今回9月議会に上程させていただいているところである。

右側に行って、条例制定の考え方①として、多目的室の関係についてご説明する。

まず条文では、第3条の2に多目的室を条例規定している。多目的室には、共用ロビーのようなフリーに使用できるようなしつらえではなく、会議室のようなしつらえであるため、公の施設として、その位置づけを条例に規定する必要があった。

第3条の2の3、多目的室を無料と規定した理由。地方自治法第244条の2の第1項の規定により、「公の施設の設置及びその管理に関する事項

は、条例でこれを定めなければならない。」とされていることから、使用料は無料であっても条文に明記した。

下の米印であるが、多目的室の使用料を無料とした理由及び条例に明記した理由を再度説明させていただく。多目的室の利用者は、共用利用として、当面、西永山福祉施設使用団体5団体と、5団体と地域住民や他の団体等との交流活動等の際に限り使用可能とすることとしている。これは今後規則で規定する予定である。本施設の整備目的である高齢者と障がい者・児をともに受け入れる共生型サービス施設整備を先導的な取り組みとして行うこと、すなわち共生社会の実現のために、市と5団体を中心に検討し、具現化を図る。このように使用対象が、原則内部の事業者が共用目的で、市の施設目的に合致した活動を実施することから、使用料を無料とした。また、公の施設であることから、条例上、その使用料を明確にした形になっている。

第3条の2の5については、使用承認であるが、公の施設であるため、多目的室の利用者には申請、承認の手続きが必要だということで記載しているところである。

次に、左下、条例制定の考え方②倉庫の関係である。倉庫については、別表の改正をしている。使用料の算定根拠であるが、団体室と同様の単価に倉庫の面積を乗じて積算し、団体室の使用料に加算している。当初の設計では、倉庫は団体室に附帯する施設とされていた。このため、倉庫部分の電気の使用量は、附帯する団体室のメーターに加算される設計となっている。また、倉庫のみを別団体に有償使用させるとなると、施設の設置目的に合致しない使用となるため、施設運営上、倉庫は団体室に附帯する施設として位置づけた。これについて面積と使用料の変更部分の別表改正を行っている。

最後に、西永山福祉施設における今後の取り組み案で、本事業の募集の際に西永山福祉施設の設置目的を表記して、それを活用した取り組みは何かができるかご提案をいただいたところである。そういった中で、一例を挙げさせていただく。住みなれた地域で、自分らしく最後まで生きられる環境をつくること、地域包括ケアシステムにおいて、それぞれのサービスが

つながることが重要。高齢者だけに限らず障害を持っていたとしても同じこと。今回は身近にその環境がある。互いが意識を共有し、相乗効果が生まれ、多摩市におけるモデル地域となるよう取り組む。いろいろな特性を持った共生型の施設なので、自分たちの障がいをもっと理解していただくよう閉じこもることなく外に発信していきたい。これらのことから、共生型サービスの検討と地域共生社会のモデル地域になるために団体、住民、市と協働で検討してまいりたいと考えている。条例についての説明は以上になる。

三階委員長 これをもって説明を終了する。

それでは質疑に入る。質疑はあるか。

小林委員 多目的室と倉庫と両方あるわけであるが、まず多目的室のほうであるが、4つの障がい者施設と、それから小規模多機能の5団体と地域住民との交流や地域共生社会の実現に資する活動に使うと書いてあるが、この地域住民というのは、特に地域を限定しているわけではなく、多摩市全体と考えていいのか。

古川福祉総務課長 当初の段階ではやはりそこに新しく入居するということもあるので、基本的に都営住宅の方々、そして近隣の団地の自治会の方々、そういった方々との連携をまずイメージしているところである。ただ、その後の部分でいろいろな事業を展開する形になると思うので、そういったところについてはご参加いただけるような形を工夫したいと考えている。

小林委員 そうすると、あそこの都営住宅の住民の方と、あと永山3丁目の地域の方々を基本にして考えるということか。

あと地域共生社会の実現に資する活動とは具体的にどういうことか。

古川福祉総務課長 このたび、先ほど申し上げたように応募するときに事業者にはプレゼンテーションをしていただいた。そこで共生型サービスを提供できるような方法は何かできるだろうかということで、提案の中には幾つかの事例がある。先ほど抽象的な話であるが、2点書かせていただいたが、これ以外に例えば都営住宅は高齢者の方が多いであろうから、都営住宅の住民と連携しながら障がい者施設団体の利用者がごみ出しをする、あるいは小規模多機能の中で介護教室を地域の方々に実施するとか、そこに障がい者団体の

方にも参加いただくとか、そういう幾つかの取り組みの案という部分のところをご提案いただいているところである。

小林委員       あと多目的室のすぐ隣に都営団地の集会室もあるわけである。それは全く別個に考えるのか。

古川福祉総務課長   ちょうど多目的室に面したところにウッドデッキがある。そのウッドデッキに隣接するような形で都営住宅の集会室がある。管理についてはそれぞれ別という形になっている。ただ、多目的室のウッドデッキに隣接するところについては入り口のドアがある。そのドアと団地の集会室の入り口部分で行き来ができるというか、交流ができるような設計にはなっている。

小林委員       そうすると、必要によってはいろいろ行き来があるということか。  
      あと倉庫のほうであるが、これは4つの事業者が公募して決まらないうと、倉庫を使うのかどうか確定しないから仕方がないということではあるが、4つの事業者が使うか使わないかわからないが倉庫だけは先につくってしまったということにもなるわけである。それはどのように考えたらいいか。

古川福祉総務課長   当初この本施設の部分のところの設計の中では、もともと西永山福祉施設の中に入っておられた4団体の障がい者団体を戻すようなところが前提だった。その後いろいろなご意見をいただきながら公募という形にはなったが、当初はそのような前提であった。そういう中で各団体の要望を聞かせていただく中で、倉庫があるとよろしいだろうということで要望の部分が、倉庫を設置した形にはなっている。

小林委員       事前のいろいろな相談では必要だろうということをつくったが、今後途中でやはり使わないことにしたということになって、その場合は使わないことにしたから賃料を減らしてほしいとか、あるいは今後事業者が変わる場合もあり得る。そうして変わったら、いや、倉庫は使わないのだということになった場合に、賃料はその分安くするという考えはあるのか。

古川福祉総務課長   今回の別表の部分については、面積及び使用料については倉庫の部分を各居室に加えた形の中での表となっている。だから、今後新たな事業者がご利用いただくような場合、倉庫と活動室がセットのような形になって

いる。その部分のところはセットなのか別々なのかについては、先ほど条例制定の考え方の②で申し上げたように、倉庫は団体室に附帯する施設という形で位置づけるということで整理した。

小林委員       そうすると、今後は倉庫を条例でも定めているので、倉庫を使うにしろ使わないにしろ、賃料は倉庫を含めたものとして取られるということで、もしそれをえるのであれば条例を変えないといけないということか。

最後に、倉庫として使用することになると、今全く空いていると思うが、倉庫として使うことになれば、例えば棚をつけるようなことをしないと実際には使えないと思うが、それをそろえる費用はそれぞれ全額事業者の負担となるのか。

古川福祉総務課長   倉庫をどのようなしつらえにするかという部分については、基本的には事業者のほうにお願いをるところである。

大野委員       今ほかの質問者の質問で、倉庫というものが、当初どうしようというところがありつつ、話を聞きながら実際使うのではないかとということを経験に設置されることを考えとして出したというような受けとめられ方だったが、当初倉庫が4団体にはもともとなかったのかもしれないが、設備として用意するのは、そもそもどういう目的で設置されたのか。

古川福祉総務課長   倉庫については、先ほどご説明をさせていただいたように、当初は団体室に附帯する施設ということで倉庫という形の設計にはなっていた。このためメーターの部分も、倉庫部分の電気の使用料については団体室のほうのメーターに加算されるような設計になっているところから、当初から団体室に付設した倉庫という設計の形になっている。

大野委員       また基本的なことを確認したいが、現状ここに移転してくる前の状況から考えると、倉庫が使われていないので、そこに配慮して倉庫はあくまでもその部屋を使う人たちが使うことを前提にしつつも、そこをあえて含んでいなかったわけである。無償とするようなことで最初は考えていたのかもしれないが、ただ、実際上は、本当はそのような人たちが使うことを考えつつ、そこまで最初踏み込めなかった、行く行くはということだったのかもしれないが、その考え方をもう一度丁寧に、何でそのように変化していったのか、その団体の人たちが現状は倉庫を使っていないから

というところに配慮しなければいけなかった理由は何かあったのか。最初からそういうところが使うということがあり、当初は無料で検討ということもあったのだが、倉庫を使うことを本当は前提にしていたのに、話をする途中でどういう配慮があったのか。何かそういうものがあったのか。

古川福祉総務課長 西永山福祉施設設置の経過の部分にも表記させていただいているが、倉庫については、家賃の費用負担を考えた際に、居室の使用料の部分の支払いが本当に可能かどうかというところから、入居予定の障がい者団体の経営状況等を確認させていただいている。そういった中で、やはり倉庫まで含めてしまうと利用団体の運営状況が困難になるのではないかと途中で、当初何とか行政財産の使用許可という部分で無償で対応ができないかを検討させていただいていたという形になっている。ただ、実際に無償となるのが、使用しない他の団体への公平性、あるいは行政財産として団体室の使用料を位置づけていることから、その辺の整合性の部分はどのようなだろうということで、改めて元年6月4日に法律相談を実施した。そういった中では、ここにも表記させていただいているが、やはり倉庫について条例に位置づけないことは施設としては難しいだろうと、条例に位置づける必要であろうということと、公有財産規則等により、無償で一般的な行政財産の使用許可を出すことについては、同じ施設内の事業施設団体との使用料の根拠が異なることで矛盾が生じるであろうということでは、今回やはり使用料を設定することが必要であろうということで、今回の条例改正という形になっている。

大野委員 もう1点、倉庫のほかに今回多目的室をきちんと位置づけることが目的であるかと思うが、経過の説明を見ると、当初は共用スペースということで特に条例上の位置づけは求めないことを是としていたのが、いろいろな意見があったのか、そこに入っている施設の人たちだけではなく、交流スペースとして共用スペースのようにしていこうということになっていったわけである。それで、先ほどの倉庫でお話があったが、当初は無償化も考えたが、そういうのはほかの団体との兼ね合いでどのようなだろうという話もあり、あとももちろん当事者の人たちが同意をしたということもあり、有償にして今回条例の位置づけでその分の金が入ることにはなるわけであ

るが、多目的室についてはなぜ無償を前提にしたのか。そここのところに入る団体の皆さんが主体になるのだとしたら、例えば減免という言い方にすることで配慮するというやり方もあったと思うし、広く言えば今いろいろ公共施設の使用料の問題だったり、公共施設そのものの見直しなども本市ではやっている中で、ここで初めから無償と位置づけてしまうところの考え方はどのように、先ほどの倉庫ではほかの団体との公平性という話が出たが、ここではそういう議論を行政内部で特に考えなかったのか。

古川福祉総務課長 倉庫の有償化と多目的室の無料化という部分の違いであるが、まず倉庫については、使用団体が明確になっていること、特に使用というところである。それと多目的室についてであるが、多目的室使用の目的をどうするか、そして、その対象者をどうするかというような検討はさせていただいている。まず多目的室のしつらえであるが、入り口に鍵がかかり、なおかつガスのコンロもあるという、フリーな共用できるような、例えばコミュニティセンターのホールのようなしつらえではなく、全く会議室のようなしつらえという形になっている。そういうこともあり、そういう状況ではフリーに誰もが自由に行き来できるようなしつらえではないために、公の施設としての取り扱いが適切であろうということで、これも法律相談の中で一つご意見としていただいた。まず一つは、多目的室は公の施設という形で位置づけるということが1点である。その公の施設というところでは、条例規定が必要だということで条例規定をした。その公の施設である多目的室を、誰に、どのように使用させるのかであるが、実はこの施設については管理人がいないという状況になっている。当初から管理人がいない状況の中で、当初から5団体が共用的にできるようなスペースを考えていたところもあり、今回については、その管理人がいないという管理上のことも含めた中では、この5団体が共用的に使える部屋であると言っても、例えば自分たちが使用料を払って実施している活動をさらに延長した形で団体の個人目的で使うとなると、使用料との整合性がとれなくなるであろうということもあり、今回の施設設置目的である近隣住民との交流、あるいは団体間の交流といったことも含めて共用的に使える部屋として位置づけようということで使用目的を決定した。そのような使い方をする共

用的な施設という部分の中で使用料を無料としたという形になっている。無料と表記したことについては、条例上公の施設の管理に関する事項は条例でこれを定めるところから、無償という表記をした形になっているという流れである。

大野委員 条例上そのように位置づけないといけないことはわかったが、なぜそこが無償かということが先にありきで、例えば行政の中で、先ほど倉庫の場合は使うところが明確だからというのがあったかもしれないが、一方で、市内にいろいろな公共施設があったり、料金のあり方として下がった料金もあれば値上げしているものも当然ある中で、ここについてははなから無償と位置づけてしまうことの意味について、市の中での議論はなかったのか。

小野澤健康福祉部長 なぜ有料化しなかったのかというご質問であるが、もともと当初の目的自体、やはり共用的なスペースだということで、基本5団体の方々と、あと、その5団体が中心になって地域の方々と一緒に使うことを想定しているわけであるが、普通の公共施設と同じように貸し室という形で一般に貸し出しをすることは想定していないわけである。もし想定するのであれば、それはやはり基本は有料という話になるかと思うが、それをもともと想定していなかったので、そうした中でも基本はやはり無料だという形になる。その中で実際に今の施設のしつらえとしても、会議室という施設のしつらえでもあり、また管理人もいないという中では、それを条例の中で位置づけないとなかなか難しいだろうという状況になったということである。

大野委員 確かに今の話では、あるいは今回ご説明をしている中では、あくまでもそこに入っている施設の人たちと、先ほどイメージとしてあったのが、来られる人が、当初来られるとしても同じ都営住宅の住民の方か、近隣の自治会の方の範囲だということでイメージしているというお話ではあるのだが、だが、そこから先はまたいろいろ考えていくようなニュアンスが先ほどあったようで、必ずしもそこだけに限定はされない。確かにもともとの目的がやはり本当の意味で幅広い人たちとの接点を持つことで、その施設だったり、障がい者施策を理解していただくという目的があるからだ

とは思う。だが、一方で、それをいろいろ広げていったときに、一応その目的ということでその施設の人たちが絡むことはあったにしても、どの程度その中身を、誰がどう判断して、これだったらいいが、これなら適さないというようなことをやるのかについては少し疑問があり、もしこういうことを前提にするというのがあればお答えいただきたいのと、もう一つ懸念しているのは、名目上そういう人たちと交流することがあったり、そういうところの人たちが来ているからということであって、いろいろな取り組みを、今あまり決めつけてはいけないかもしれないが、必ずしも市が想定しているようなイメージではない取り組みがなされても、名目上そういう人たちと一緒にやっているイベントなり取り組みだからいいのだというところが前提となってしまうと、いろいろなことが、その人たちが絡めばこのようなことができる、ああいうこともできるということに、もちろんいろいろ活動することはいいのだが、よそでは金を払っていろいろなことをやらなければいけなかったり、障がいを持っている人でも何でも、減免措置等があるかもしれないが、そういうことをやりながらやっているところで、ここだったら金が要らないのだというようなことが先行してしまうのが少し心配だなという思いが個人的にある。そのような悪いことばかりを考える必要はないのかもしれないが、ただ、いろいろなバランスをとったり事業をやることについて、そこら辺、一方では、金をきちんと取ったりしている中で、これは無料を前提とし過ぎているような気がするが、例えば減免するのだったらありかと思った。いろいろなことについて、例えばこの施設に入っている事業者の人たちがある程度やることであれば減免して配慮する、ただ、一応原則としては有料であるというようなやり方だったら納得できるなという気がするが、初めから無料だとやってしまうことについては、繰り返しになるかもしれないが、特に議論がないまま進んだということで理解してよろしいか。

古川福祉総務課長 この部屋は62平米である。机が8台くらい入って、机を入れると最大20人くらい入れる部屋になると思う。そういった部屋をどのように使うかという部分で、当初は5団体の方たちが、その施設の中の運営の部分について打ち合わせをしたり会議をしたりする部屋としては、特性がある

方たちがいる中の団体室の中ではなかなか難しいであろうということで、共用的なスペースという形で設定していた。その検討の中では、例えば5団体だけではなく、もともとこの施設の部分が地域共生社会の実現、共生型サービスを先導していくような部分の中では、本当に5団体だけでいいのだろうかというところは確かにディスカッションの中であった。ただ、先ほど申し上げたように、管理人がいないという状況の中、そして、この部屋だけが一般貸し出しをするのかといったときに管理人を置くことの費用対効果、そのようなことから考えて、あと5団体にまず中に入って新しい環境になれていただく、そして団体間の連携をしていただく、そして地域の方々とも一緒に地域の中で検討していくことを考えたときには、まずはそういったところを安定させた運営ができるようなことを第一段階の目的として感じた。だから、先ほど申したように目的、そして管理人が不在であるという管理の問題、そのようなところから一般貸し出しは難しいのではないかとということで、一般貸し出しをするのであればやはり管理の問題、あるいは使用料の問題等の検討もあるが、まずその前段階で一般貸し出しをしないというような今のプロセスの検討をさせていただいたという形になっているところである。

大野委員 縛りではないが、例えばあくまでもイメージとしては限定された使われ方ではあるのだが、そういうものから外れていくようなこと、必ずしも使用目的でそのようなことはうたっていないくて、あくまでも理念をうたっているのだが、実態としてそれがずれていくようなことに対してのチェックというか、その辺はどう考えておられるのか。

古川福祉総務課長 実際の利用に当たっては、事前に1カ月の予定表を提出していただく形を考えている。それとあわせて、今もやっているが、定期的な運営会議・連絡会を実施していく予定である。そういったことで、共用施設として適切な利用がされているかどうか等については、市でも実態を把握しながらきちんと確認することを実施していく。

いちち委員 多目的室の管理の仕方について少しお伺いする。まず鍵の所在であるが、鍵のかかる部屋だというお話が再三あった。この鍵を所持しているのはどこなのか確認する。

古川福祉総務課長 まだオープン前であるので想定ではあるが、現段階ではその多目的室の鍵については市が管理する。あわせて、この5団体の方々にも鍵をお渡しする予定である。

いぢち委員 繰り返しになって申しわけないが、先ほど大野委員からあったことと少しかぶることを伺う。今回の改正案の第3条のところを見ると、この多目的室を使う目的は、共生社会の実現に資する何らかの活動が行われるものだ理解しているが、そういった活動がその使用目的に沿ってなされているかということ、誰が認めて使用許可を出すのか。現実には管理人が置かれていないということであるし、言ってみれば誰も見ている者がいない状況で、どのような形で適切な使用がなされたかと判断するのかを伺いたいと思う。

古川福祉総務課長 繰り返しになるが、管理人がおられないので、市が基本的に管理していくことになるかと考えている。適切な管理かどうかという部分については、多目的室だけではないが、この施設全体が、先ほどから申し上げているような共生型サービスの提供をどうしていくかという目的・ミッションを持った施設になっている。そのミッションの部分はどういう形で団体と連携しながら、団体にも提案していただきながら果たしていくのか、一緒になって考えていくというところの中の活用の一つだと考えている。だから、繰り返しになるが、その多目的室の利用の実態については、手続論としては使用申請と使用許可という形で出させていただく。さらに、市の運営会議・連絡会等の中で、市も実態把握に努めさせていただきながら対応してまいりたいと考えている。

三階委員長 この際暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

ほかに質疑はあるか。

いぢち委員 それでは、使用の仕方についてもう一度伺う。5団体と近隣あるいは関係の人が使えるということであるが、例えばそれとは無関係に共生社会の

実現のためにこのようなことをしたいというような希望があった場合、その5団体とゆかりがないとやはり使用は難しいのか。

古川福祉総務課長 再度確認すると、近隣の方たちが単独で使うということではなく、まず第1段階として5団体の方たちが互いに交流をする、親睦を深めるといったところの目的に使う。2段階として、そういう方たちを中心にしながら近隣の方たちと5団体が連携する。最後に、3段階として、将来的な部分であるが、使用団体というようなところを考えているが、現行はまだ1段階、2段階という状況になっている。そういった中では、今のところほかの団体が使うという想定はしていない。

いぢち委員 もう一つ、鍵のことである。施設の多目的室の鍵はどういったタイプのものなのか。例えば私の持っている鍵であるが、こういった鍵は合い鍵屋でつくろうと思えば幾らでも簡単につくれる。こういったタイプのものかどうかを確認したいと思う。

古川福祉総務課長 まだ引き渡しを受けていないので、鍵のタイプがどういうものか確認ができていない。

いぢち委員 そもそもであるが、市の考える共生社会というのはどういうものなのか。例えば共生社会の実現という、まず一番にイメージされるのは富山型のようなものであるし、多摩市もそれはある程度念頭に置いているのではないかと思う。そうすると、今回で言えば、既に少なくとも高齢者の小規模多機能施設と障がい者の施設が一緒になっているわけである。だが、これまでのお話の中でも、例えば今ここに高齢支援課の課長はおられないし、そのあたりの連携をどう考えているのかが非常にわかりにくい。それから、富山型で考えると例えば子どもたち、あるいはこれはまさに今から始まるもので、それほどいろいろなメニューがいきなりはつくれないという事情はわかるが、少なくとも理念として高齢者あるいは児童、そして今どこの自治体でもふえている外国籍の方々、それから、今近隣というのが大きなキーワードだと思うが、今後地方自治体の中でいろいろな自治会やコミュニティ、市民団体等との連携も考えられると思う。ただ、今のところ「共生社会」という言葉のみで非常にイメージがしにくい。簡単でいいので、このようなところをイメージしているということをお聞かせ願えればと思

う。

古川福祉総務課長 今、委員が言われた非常に幅広い部分の対象というところ、共生型社会のイメージにいろいろなイメージがある中では、それも一つであろうと思う。ただ、現段階では、まだ多摩市として地域共生社会の実現という中では、今回基本計画、そして地域福祉計画、そして社会福祉協議会の地域福祉活動計画といった部分の中に今後形がつくられていくと考えている。現段階では、この施設の中では5団体の交流、障がい者、高齢者の交流、そして地域の方々との交流、まずそこを踏まえた上で次の段階を考えていきたいと思っている。

いぢち委員 わかった。ただ、いかに滑り出しといえども、まさに共生社会とうたっているので、少なくとも高齢者の団体が入るわけであるから、そのところの連携をもう少し目に見える形で共生社会をまさに実現させるためのことが始まるのだということがしっかりわかるようにしていただきたいと思う。

それから、そもそものところに戻る。昨年12月に条例案が出てきて条例が成立した。私はそのときにも健康福祉常任委員会の委員だったから、その際に、この多目的室についての定めがないところ、実はそのときにぴんときていなければいけなかったのかなと、その点は私自身反省しているところである。その時点では共用スペースとしてのみ考えて位置づけをしない、今回やはりそういうことではいけないということで出してきた。ただ、それが今まさに開設を間近に控え、条例も今可決しなければならないというそのときに出てきたことに少し違和感を覚えている。もう少し早く私たちのほうにも情報提供して話し合うことができなかったのか。というのは、やはり先ほど大野委員も指摘したとおり、この多摩市の中でたくさん公共施設があり、貸し部屋をしている、そこでは使用料の問題が常に市民の皆さんの大きな関心の的である。この新しくできる施設で多目的室があり、その実態は5団体の人たちが鍵を持っていて、しかも先ほどの話だと管理人を置かない。市側はチェックすると言っても、具体的にその場で、嫌な言い方をすれば見張ることもないわけであるから、どのように適切に使われているかがなかなか把握しづらいと思う。そういう状態で無料

で貸し出されることには、やはりかなりの違和感を覚える市民も多いと思う。そういったことを考えると、もっと早くお話を聞き、何だったら無料が適切なのか、あるいは先ほどもあった無料とするのではなく減免とするほうがストレスやハレーションがなかったのではないかと、いろんな話し合いができたと思う。そういう機会が持てなかったのかどうかお伺いしたいと思う。

古川福祉総務課長 まさしく言われるとおりである。実は今回の内容については、6月に法律相談を実施したという経過の中で、この9月議会という形になった。さらに、9月27日に東京都から引き渡しがされる中で、施設がオープンになる前に必要な整理を行いたいということで、今回の状況となった。さらに、高齢支援課が来ていないということだったが、内部での調整については、もちろん高齢支援課、障害福祉課、福祉総務課、そして団体ということでやっている。今回はテーマの部分の中で特に障がい者団体、障がいの倉庫の部分テーマとなったので障害福祉課には同席してもらっているが、内部の連携はできていると認識している。

遠藤委員 手短に申し上げるが、今までの質疑を伺っていると、まずあの空間、多目的室というのは公の施設であるという話である。公の施設だが、事実上使用するのは5団体中心になると。利用者の顔は見えているというか5団体しか使わないわけであるが、パブリックなスペースであるというところが少しあれなのかなというのが一つと、では、一体どういう条件のときに、公の施設だが無料という空間が今後存在するのか。従来の仕組みでは基本的に公の施設が無料ということはないと思うが、今回の話の中で公の施設が無料という仕切りをされている。これは今後にも関係すると思うが、整理としてはどうなっているのか。

小柳行政管理課長 委員からご質問いただいたとおり、公共施設で特定の方々が占用というか使うことについては、原則的にはやはり有料となるかと思う。ただ、今回の施設の場合については、まず構造上鍵がかかったり仕切りになるようなところから、共用ロビーのような形で多くの方が自由に出入りできるようなところではないので、条例上の施設と位置づけて多目的室と設定するというのがまずあった。ただ、その利用されている団体が、先ほど

古川課長から、第1段階としては中に入っている5団体、第2段階としてはその5団体と地域の方との交流、そこの方のみを現状は想定しているというところで、規則でそこを設定していくと聞いている。そのような場合、今回の施設を利用される方は皆さんが減免対象になると考えているところである。したがって、利用申請をして全員が減免申請をあわせてやるような形になることが本来あるべきという話かと思うが、利用される方が皆様申請して減免になるようなところであれば、条例上無料と明記させていただいたところと考えているので、今後の施設というところでは、適正に条例の中で料金を設定する、もしくは使う方が全員無料であれば無料という形で整理をさせていただきたいと考えている。

遠藤委員           そうすると、繰り返しであるが、どういう要件のときに公共施設であるが無料になるのか。つまり、利用者が全員減免の対象者であるとか、施設がいわゆるクローズドになっているとか、そういうものを要件として明記してほしい。

小柳行政管理課長   今回のところでは、先ほど説明したとおりであるが、要件として文言で明記というところまでは今できていないが、今回は全員が減免の対象ということで整理をさせていただいたところである。

遠藤委員           想定される利用者が全員減免対象者の場合は、公の施設であっても無料で利用できるということか。それは今後の施設にも応用というか波及するわけなのか。

小柳行政管理課長   今回のところではそういう整理をさせていただいている。

遠藤委員           特例ということなのか。そういう特例の話なら特例と言っていただきたい。ただ、特例でこういったものをここだけ設けるとするのは、公共施設の利用料の考え方からしてもなかなか理解しにくい。

小柳行政管理課長   公共施設の使用料の設定に当たっては、基本方針があり、その中で減免についてもルールを決めさせていただいているところである。委員から今ご指摘いただいたが、料金は皆さんにとってわかりやすく設定していくというところから、その基本方針を決めさせていただいているところであるので、今回このような形で整理をさせていただいているが、今後施設の条例制定や使用料設定に当たっては、今回いただいているご意見も踏まえ

て明確に設定していきたいと考えている。

遠藤委員

この施設が無料であるというのは、事実上管理人も置けないし、そういう施設だからしょうがないなという気もするが、ただ、公共施設の利用料金の基本方針との整合性の話をしたい。そこがよく見えないと言っている。もう少しクリアにお話ししたいと思う。

友寄文書法制課長

市全体の使用料の減免のルールについては小柳課長から発言があったとおりであるが、今の条例のつくりであるが、実は無料とすると書いてあるのは、少し調べただけでも、ほかに条例で9件ぐらいある。ただ、それには特徴的なものがあり、例えば温水プールや八ヶ岳少年自然の家などについては年齢で分けている。未就学児、小学校入学前の児童については無料とすると、その人の属性に基づいてやっている。それは八ヶ岳少年自然の家についても、未就学児については無料とするような規定があったりする。また、老人福祉館や児童館については、それぞれの利用者が、一般の老人に開放するとか、児童館条例については一般の児童に公開するという形でそれぞれ無料の規定を書かせていただいている。それで、今回無料にすることについても、ほかのところは有料だというのは、基本的にそれぞれの事業者が事業に基づいてやるので、非営利ではないといっても事業でやるのでそこは有料という考え方をとっている。それぞれの5団体、そのほか交流事業について、それは公共的な目的であって、一般的に減免するときは公共目的であって、減免の対象者がそれに見合う者については減免するという形になるのだが、今回の利用の第1段階としては、この5団体と規則で指定する者のみが利用することで、その目的にかなった利用の方法であるので、これを一つ一つ申請を出して減免するよりは、ここについては当分の間無料という形で整理するほうが効率的でもあるし、利用する方々にとってもハードルが低いものだと考えたので、無料という規定でも問題はないと文書法制課では考えていた。

遠藤委員

そうすると、新しい無料カテゴリーである。これまで言っていたのは年齢のカテゴリー、属性カテゴリー、あとは老人福祉館や児童館はいずれも不特定多数の方が使う概念だと思うが、ここの新しいところは特定の5団体が使うにもかかわらず公の施設であり、だが、そこは無料であると、新

しい整理のような気がするが、その辺を伺う。

友寄文書法制課長 必ずしも新しい概念とは考えていない。目的があり、例えば障がい者や子どもは利用料減免の規定がそれぞれにあるが、そういうものの両方になっっている場合には、どちらにしても申請が出てきたら減免される対象であろう、それであるならば「無料」と書くことによってこの施設を利用しやすい形態にしたいという考え方の中から「無料」と書かせていただいているということで、必ずしも新しいとは考えなかった。

遠藤委員 その話を敷衍していくと、公共目的に使う施設であれば要件をまとめて減免の割合がどんどんどんどんふえていくような気がするが、ここは無料でやって、ほかは無料ではないという点について、もう一回ご説明いただけるか。

古川福祉総務課長 まずそれぞれの事業者の部屋については、そこは事業目的で使用するので、他の団体との公平性も考えて、公共施設を事業目的を持って継続的に使用するような形の中で、公共施設で使用料を徴収するような制度を適用した。多目的室については、その5団体が共用的に使うスペースであると。ただし、共用的なスペースで、通常フリーに出入りするようなロビー的なイメージではあるが、実際しつらえの部分ではそうではないという中で、今回まず公の施設として位置づける必要がある。公の施設として位置づけたが、使用料はどうするかといった場合には、対象者がそもそも減免規定に該当するということから、事務の効率性を考えて、それで当初から条例に「無料」と記載したという整理である。

遠藤委員 では、今回入っている5団体が福祉目的で公民館を使うとき、それは無料なのか。ならないだろう。ここではなぜ。

友寄文書法制課長 公民館は、公民館条例の中で公民館を利用するという目的が、この施設の目的とは違うので、この福祉施設の目的は今回新しく第3条の2で書かせてもらったように、地域住民との交流を促進し、地域共生社会の実現に資する事業を行うために活動するという事としてしているので、ここは公民館や、ほかのパルテノン多摩といったところとは施設の設置目的が違うところから、そこが減免になるかどうかは、その施設管理者の判断になると思う。

古川福祉総務課長 この施設の設置の多目的室の目的が、例えば多目的室を使用するとき  
に今言った目的に合っていない活動の部分については認めないという形に  
なっているので、この部屋を活用する目的の部分が、対象者の方たちも含  
めて、ある程度限定されているというところで無償化したところである。

遠藤委員 オープンもしていない施設についてあまり突っ込む話ではないが、そこ  
は執行の中でしっかり見ていただいて、二、三年をめどにしっかり運営の  
見直し等も検討していただくことをお約束いただきたいと思います。そうでは  
ないと、条例に書き込めとは言わないが、まだ始まっていない施設である  
から何とも言えないが、そこはしっかりチェックして行って、よりよい運  
営と公共の目的に合致するようなことをぜひ担保していただきたい。

小野澤健康福祉部長 今るるご指摘をいただいたところであるが、まず基本的なところと  
しては、そもそもの施設の目的として共生社会の実現に資するというもの  
があるので、そのところは今後の利用についてはしっかり見ていきたい  
と思っているところである。また、この施設の目的が共生社会の実現に資  
するという範疇の中でこの5団体にも使っていただくという形になるので、  
そういう意味合いで言うと、先ほど文書法制課長からもあった一般の老人  
福祉館、児童館、その施設の目的に沿った形で使うという意味合いで、今  
回についてはいろいろとこれまでの経過があったが、無料という整理をさ  
せていただいたところである。

大野委員 経過のところ、先ほどもお話がいろいろとある中で、6月4日に法律  
相談をやったからいろいろなことが後手後手になってしまったのだという  
ようなお話もあったが、12月の段階で条例をつくるときに法的な問題は  
全くなかったのか。確かに少し気になるのは、多目的室については、その  
当時は基本的に外の人が入ることをあまり前提にしていなかったというの  
があるのだが、ただ、今までのご説明を伺っていても、外部と言っても同  
じ都営住宅の住民の方か同じ地域の自治会の方というイメージはあっても、  
どうもそれほど頻繁に使うということでは多分ないのだろうというイメ  
ージがある中で、わざわざここで条例を設けてそのことを含めなければいけ  
ないのだとすれば、12月の段階でもそういう話があってもよかったので  
はないか。というのは、12月には外の人が入ることを本当にシャットア

ウトしていたのかどうか分からないが、仮にこの12月の認識でいくのだとするならば、例えば団体がイレギュラーかもしれないが誰か外の人を呼んで一緒に話をしようというようなことがあってもおかしくないことであるし、そもそもこの場所に入る団体の人たちは、共生型ということについては当初から多分そういう話があったのだろうから、大幅にいろいろな考え方を根本的に改めたということはないように思うわけである。だから、わざわざここで条例の中でその位置づけをしなければいけない理由がそれほど大きなものなのかと素人目には映るのだが、何か事が起こったとき、訴えられたときに責任がとれないから困るとか、そういう問題はあるのかかもしれないが、伺いたいのは、要は12月の段階で法的には問題なかったのか、あるいは単純にそれをしないままここに来てしまったのか、ここでやらざるを得なくなったからやるのか、それが1点目。

もう1点目は、わざわざこれを条例に位置づけなければいけない理由は、いろいろなことがここには書いてあるが、前とそれほど大きな違い、状況があるようには思えないが、それほど頻繁に外の人に来るという前提に立ってしまっているのか、そのあたりをもう一度確認したい。

古川福祉総務課長 12月の条例制定の際に、条例の条文をつくる上で法務担当とも調整をさせていただいているが、さらに使用料を取る部分についての法律相談等の対応をさせていただいているが、多目的室について法律相談をしたということはない。それが1点である。

それと、今回の条例に位置づけた部分が前と変わらないがというところであるが、基本的に先ほど申し上げたように公の施設としてしつらえているという部分のところ、条例規定をしていない場合には、市が公の施設として位置づけて利用申請をいただく、そして市が使用者を把握する、これが団体に限定されるとしても、出入り自由なフリースペースとしての位置づけとなると、そこで起きた事故・事件の責任の所在の部分が明らかにではなく、市の管理責任が問われるのではないかとということもあり、今回公の施設として位置づけをさせていただいた。

大野委員 今、古川福祉総務課長が言ってくれたことに含まれているのかもしれないが、もう一度法的な立場からあえてここで多目的室と位置づけなければ

いけない理由、位置づけたほうがベターだというのはわかるが、絶対的に位置づけないと法的に何か困るようなことがあるのかどうか、今のような訴えが出てきたときに困るから、その根拠として必要なことは何となく話として理解できるが、それ以外に決定的な要因というものはあるのか。

友寄文書法制課長 かたい話をさせていただいて済まないが、皆さんもう重々ご存じのことだと思うが、市が持っている施設等いろいろなものは、利用の仕方として普通財産と行政財産とに分かれる。行政目的があるものとないもの。普通財産はないもので、それを使用する場合には普通に賃貸借を市民の契約のような形でやる。そのほか、行政財産を貸し付ける場合は、今新しく第244条ができて、余っているスペースについては賃貸借のようにして貸していい、それ以外についてはやはり第238条の4のところ、第244条のところでは行政財産の使用許可をきちんと出して貸し出せとなっている。その例外として先ほどのように開放するとか、コミュニティセンターのロビーのように誰でも来て自由に使っていい、ただ、そこは誰かが座っていたらもう使えない、皆で譲り合いでやっていこうというところについては条例で規定しなくても開放しているという形のフリースペースとなることになると思う。今回の場合は、開放しているわけではなく、開放する場合には常駐でそれを管理する方が必要だと思うが、部屋として一室このような部屋になっているが、そこには給湯機等火災の危険があるものもある。そこの中に管理人がいなくなると、ここを貸し出すためにはやはり使用許可という形で、誰が責任を持って、どういう利用をするのかを市は管理した上で許可する。そうでなければ、この中で何かあったときの管理責任が問われるわけである。逆にここで何かを壊した等の責任問題が出てきたときにも、この許可をした人に条件をつけて、その範囲内で使用すると、それに反してこのようになったのだからあなたの責任であるということを明確にする。そういうことを明確にすべきだというのが法の考え方で、それをしっかりしなければ適正な管理ができていないというところで、今回はこのような部屋についても条例上の位置づけをし、手続をして貸し借りをすべきであるというのが文書法制課の考え方である。

大野委員 では、確認であるが、先ほどもご答弁あったが、12月の段階では法律

的に相談していない部分もあつたりしたわけか。今改めてこういうことを整えなければいけないときに法律相談をした中で、実は12月のときには明らかになっていない事も含めて、ここで明らかになったという理解でよろしいか。つまり12月の段階では申しわけないがきちんとした形でのチェックができていなかった、言葉は悪いかもしれないが、そういうことについてはできていなかったが、ここで確認できたので、それをやらなければいけないからこうなったという状況と理解してよろしいか。

友寄文書法制課長 これは私ども文書法制課のほうの問題であるが、そこでどこまで情報が当課の担当から私も含めて伝わっていたかというのはあるが、当時私の考え方の中では、この施設の入居手続をまずしなければならなかったのも、それは選定等をすぐに始めたかったのも、12月には出さなければいけなかった。それで、どのようなところがここに入所が決まってこの部分を使うかどうか、その時点ではそれほど十分に詰められていなかった。そこら辺については大変申しわけなかったと思うし、私どももここについては先にまずは条例をつくって、その後からでももう一度整理をしようという考え方も担当の中にはあつたのかと思う。そういう中で動き出してしまい、また、古川課長が新しくこの担当課長になっていろいろ検討したときに、ここは疑問があるということで法務のほうに相談して、法務のほうでは今の貸し借りの中で管理人がいない、そうしたらここをどうするのか、何かあつたらどうするのか、それから今の地方自治法との整合性を考えあわせるときに一定の整理が必要であろうというところから、今の条例の提案になってしまった。そこら辺についてももう少し精査すべきだったことについては反省している。

きりき委員 今いろいろ質疑されている中で、地域共生社会実現というふうなお話があつたが、どうもお話の中では地域共生社会の実現ということと共生型サービスとがごちゃごちゃになっているかと思うが、そのあたりを整理して説明をお願いできるか。

古川福祉総務課長 共生型サービスというのは、高齢、障がい、子ども、それぞれ分野別に縦割りでやっているものを統合化した中で、一緒にサービスを提供しようという事案である。先ほどいぢち委員からもあつた富山型のデイサービ

スというところがその最たるものだと思う。もう1点、共生型社会というのは、障がい、高齢にかかわらず、地域の住民の皆さんが、人ごとではなく自分の地域の課題を自分たちで解決していくというようなところ、高齢、障がい、子どもという分野にかかわらず、地域住民の方々の課題解決を自分たちで解決していくような社会というところで認識している。

きりき委員　私も同じような認識をしている中で、一つ気になるのが、今回の条例の中では地域住民との交流を促進し、及び地域共生社会の実現に資する事業が目的に入っている。多目的室とか、あとはこの施設全体。その中で、地域住民との交流を促進するというのであれば、当然中にいる方々と地域の方々との交流という意味だと思うが、そこで一回区切って地域共生社会の実現となったときには、実は中の人がいなくても地域共生社会を実現する事業ができてしまうのかとも読み取れるわけであるが、このあたりの整理はどうなっているのか。

古川福祉総務課長　その辺が多目的室の活用を検討の段階の中で、そういう活動をする他の団体も活用できるとか、そういったことも言えるのではないかというディスカッションもあった。そういうディスカッションを踏まえた上で、まず段階的に整理をしていこうということで、先ほど小柳課長からも話があったが、1段階、2段階、3段階とステップを踏んだ形の中でつくっていこうというような形で整理した。まずは今当面は共生型サービスをできるかどうか、そして共生型社会と言っても、近隣の住民との交流といったところを少しずつつくっていくということで育てていくという表現をしているが、そういう形で考えている。

きりき委員　午前中からずっと障がい者のことを話していたが、やはり個々に特性があるので、そういったことと、あと小規模多機能型のサービスもあるということで、ここにお住いになるような方もおられると思うので、住まいの環境をあまり乱すことがないような形で目的管理をしっかりとさせていただきたいと思うのでよろしく願います。

いちち委員　先ほど確認し漏れたことであるが、私、合い鍵がつけられたらどうしようという発想が最初にあった。5団体に鍵を預ける、正直今回入られるうちの障がいの4団体がずっと市内で活動してくださっていて、なじみのあ

る方々であるし、そういう人たちを個人的に疑う云々ということはしたくないが、ただ、これはあくまでも公共の施設であるし、また事業者の中でも例えばスタッフの出入りもあると思うし、利用者もいろいろな方が利用するということがあり得ると思う。例えば鍵そのものはどういうものかわからないが、ただ、例えばこっそり使うとか、どういった管理をされるのか非常に不安になってくる。また管理人も置かれないということ、例えば給湯施設があることであるし、火のもとの管理その他安全管理ということが先ほどそちらのご説明の中でも出てきた。今の状態、管理人がいない、5団体に鍵は渡す、適切な管理や適切な運用というものを、そういった安全面の問題も含めてどのようになされるのか、もう少し具体的なお話を伺いたいと思う。

古川福祉総務課長 今後は利用者たちに集まっていただく運営会議の中でも、管理の問題についてはディスカッションしていきたいと考えている。今言われたように建物の安全管理の部分、正しく使っていただく、その部分については非常に重要なことだと認識しているので、その部分については、中に入っている5団体の相互の連携、そして市と市のモニター、そういったところできちんと確認をしていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終わる。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

いぢち委員 第98号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、ネット・社民の会を代表して意見を申し述べる。

今回の改正案の中には、多目的室の無料貸し出しについて定めた条項があるが、その内容に大きな違和感を覚える。共生社会の実現に資するという目的と、入居5団体及びその近隣関係のみに使用権限もしくは優先権があり、鍵も行政以外には5団体が所持するという形式は全くそぐわないと思う。また、現実の管理運営方法についても曖昧さが残ることを指摘する。部屋の使用目的が共生社会の実現に資するかどうかを誰がどういう基準で判断するのだろうか。そして、その目的のために無料で貸し出すことは果

たして妥当だろうか。さらに、行政側の管理人が置かれるわけでもない現状で適切な運用が行われているかどうかを誰がどのようにチェックするのだろうか。条例の中に多目的室の使用に関する規定が必要であることはわかる。しかし、それならばなぜ当初の条例案にそれが盛り込まれなかったのかというところも指摘したいと思う。委員会の側も当時その点を追及しなかったという甘さがあったことは認める。だが、施設開所直前のこの時期いきなり改正案を出すのではなく、もっと早い時点で話し合い、内容を検討する必要があったのではないか。公共施設の使用料設定の観点からも、今回の改正案はかなり例外的なものと言える。貸し室を求める多くの市民にとっても、この問題は他人事とは映らないのではないだろうか。無料とすることが妥当かどうか、もう少し早い段階で行政と議会がオープンに話し合うべきだったと思う。共生社会は大きなというより無限の広がりを持った社会像である。障がい者と高齢者だけでなく、児童、多国籍を含むさまざまな属性がつながるコミュニティがイメージされる。もちろん、最初から何もかも包括してスタートすることは不可能であり、入居5団体をメインに据えて運用を始めるのが間違いであると決めつけることはできない。しかし、今回の改正案が示すところはいささか曖昧に過ぎ、また公平性や安全性の面でも疑問を払拭することが困難である。もはや開設直前だからとなし崩しに認めてしまっただけは、市民の代表としての責務を果たしたことになるかと当会派は考える。共生社会の実現という目的は重要かつ崇高なものであり、多摩市がそのための一歩を踏み出すことは全力で応援・協力したいと私たちは思っている。だからこそ曖昧さや不安の残る部分を見過ごしてはならないと、このたびは決断した。以上、ネット・社民の会として本議案に対する否決の立場での意見・討論とする。

大野委員

第98号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について、フェアな市政を代表し、否決の立場から完結に討論させていただく。詳しくは本会議で述べたいと思うが、きょうも質疑をさせていただいたように、公共施設の見直しや使用料のあり方などが議論されている中で、ここだけ無料化を位置づけることは、幾らいろいろな位置づけをしなければいけないという中でも、この段階でこういう形で決めてしまうこと

については納得できない。また、議案説明の段階では、多目的室の使用料は無料という話は確かなかったように思う。つまり私たちは議案が配付されて初めてその無料ということがわかったこともあり、いろいろな意味で性急過ぎる動きの中でこういうことが決まる、いろいろな位置づけで本来必要であったことだったとしても、12月の条例を制定する段階では総合的な法的なチェックは範疇ではなかったとしても、そういったことも含めてもっと丁寧なやりとりが本来必要だったのではないかという考え方をとり納得できないので、そういう態度とさせていただく。

三階委員長 ほか意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ否決すべきものという意見が2名である。よって、これより第98号議案 多摩市西永山福祉施設条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

三階委員長 挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、行政視察についてを議題とする。

本件については、本委員会の所管事務事項に資するため、委員会として先進地の視察を行いたいと思う。よって委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。それでは、別紙の委員派遣承認要求書(案)のとおり、委員の派遣については、日程は10月16日から10月17日までの2日間、場所は16日が秋田県藤里町社会福祉協議会、17日が秋田県精神保健福祉センターである。内容については、大人のひきこもりについてである。経費は約45万円である。以上の内容で申し出ることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、この内容で申し出ることと決定した。

日程第4、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにはいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。  
この際暫時休憩する。

午後 1時45分 休憩

---

午後 1時46分 開議

(協議会)

三階委員長 ここで協議会に切りかえる。

まず1番目、多摩市立健康センター駐車場の有料化について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、1点目、多摩市立健康センター駐車場の有料化について、担当課長である金森健康推進課長からご説明をさせていただく。

金森健康推進課長 健康センター駐車場の有料化についてご報告をさせていただく。3月の健康福祉常任委員会にも一度経過をご報告させていただいており、このたび入札が終わって業者が決定したのでご報告をさせていただきたいと思う。

まず最初に、健康センター駐車場有料化の目的というところであるが、健康センター駐車場は原則として今まで健康推進課の事業の利用者のみの駐車可能とさせていただいていた。しかし、その事業以外、施設利用時間以外、夜間などは駐車スペースが利用されておらず余剰が出ている状況があった。そういったことから、施設利用時間外や夜間等の余剰部分を有効活用する目的で、今回健康センター駐車場を有料化するとともに、コミュニティセンター利用者の駐車場利用についても利便性を図る目的で今回有料化させていただいた。コミュニティセンターつむぎ館が健康センターの中にあるが、そちらからも有料化については利用希望があったところから、今回こういったことで考えさせていただいた。

2番、契約内容についてである。一般競争入札をさせていただいて、結

果、8社入札参加業者があった。落札業者については、下記の(1)の首都高速道路サービス株式会社に決定をさせていただいた。契約先は首都高速道路サービス株式会社になる。契約期間は令和元年9月22日から令和6年9月30日までという形になる。契約形態であるが、今回賃貸借契約という形をとらせていただく。地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく行政財産の貸付というところで契約を結ばせていただいた。こちらについては、先ほどお話ししたように健康センターの健康推進課事業の閉庁時間や施設利用時間外の駐車場の床面積に余裕があるとみなして、この地方自治法第238条の4第2項第4号を利用したところになる。契約金額であるが、月額68万4,000円で落札されたということで、金額は年間で820万8,000円となる。運営開始は令和元年10月1日からという形で、有料の時間貸し駐車場として運営を開始させていただく。

(2) 料金体系を書かせていただいている。平日と土日祝日と分けて書いているが、平日については日中はほかの駐車場と比べてやや高目設定とさせていただいている。こちらは健康センターを利用する方を優先するというので、一般車両の方はできるだけほかのところを使っていただければというところで、やや高目設定という形にさせていただく。8時から17時は30分200円、ただし、夕方健康推進課の事業等がなくなつてからは逆にコミュニティセンター等を利用される方も利用しやすい料金設定ということで17時から24時は60分200円という設定になっている。夜間帯については24時から8時までは60分100円である。当日最大料金は1,500円で、近隣より高い設定にさせていただいて、一般車両の入庫を制限という形をとらせていただきたいと思います。土日祝日については、逆に委託業者に任意で設定させていただいており、8時から夜の20時までは40分200円、20時から8時まで60分100円という形。当日最大料金は800円で、利用しやすい料金設定という形にさせていただいている。

(3) 減免内容になる。減免というのは、先ほどお話ししたように余剰部分を利用するということであるが、今までご利用いただいていた健康センター利用の方、特に健康推進課の事業であるが、利用していた方ができ

ないとなると余剰部分があったことにはならないので、そういったことについていろいろと減免させていただく措置を考えている。減免については、健康センター利用者で妊婦の方、乳幼児をお連れの方、障がいをお持ちの方を3時間無料、これ以外の方、健康センターを利用された方は1時間無料という設定で考えている。健康センターは、健康推進課だけではなく、3階4階の関戸・一ノ宮コミュニティセンターつむぎ館、北部地域包括支援センター、障がい者の地域活動支援センター・就労支援センターのことをすべて指すので、この健康センターをご利用いただいた方は1時間無料設定という形にさせていただいている。

裏面に行かせていただく。裏面には、今までの有料化の流れをまとめて書かせていただいている。平成28年度行財政刷新計画で健康センター改修工事にあわせて健康センター駐車場有料化を取り組み事項に設定させていただいていた。平成29年度、1年前倒しとなった健康センターの改修工事に合わせて駐車場の有料化を検討していたが、このときにはなかなかスキームを決定できず、昨年度平成30年度有料化の具体的内容をもう一度再検討させていただき、決定した形になる。同時に各利用団体、市民、地元自治会、各種団体等への説明もさせていただき、常任委員会にも報告させていただいて決定したという形になる。今年度に入ってから、有料化に関するポスター掲示、説明資料配布等をさせていただき市民周知をさせていただいている。7月に公募入札、業者決定をさせていただき、8月に入って有料化の内容を最終調整させていただいた。9月には経営会議に報告させていただいている。あとホームページには9月から、たま広報も9月20日号に掲載させていただいて市民周知を図る形にさせていただいている。

最後、別添資料であるが、健康センター駐車場貸付条件を書かせていただいている。簡単にご説明をさせていただくと、基本条件とさせていただいているのは年中無休、24時間入出庫可能とさせていただくところである。駐車場の入場を制限できるゲート等は、業者のほうでもう一度新たに設置いただくことにさせていただいている。契約期間は5年間で、ランニングコストは業者負担という形になっている。

2番に書かせていただいているのは、市として必要な特別な条件である。健康センターはさまざまな事業を実施している。そういったところで、まずは公用車6台分を無料措置としていただくというところと、胃がん肺がん検診といったときには検診車のスペース確保をしていただくこと。あと駐車場を利用したイベントや催し物、例えばさくらまつりといったときには駐車場を利用するので、そのときには市が優先して使用する。感染症や災害の発生時、選挙実施時には市が優先して使用すること。駐車場内の剪定作業、災害貯水槽の清掃、各施設内保守点検時の作業スペースを確保すること。乳幼児健診の場合、多いときは一回で50人程度の方がご利用されるときがある。その健診が月6回あるので、この日の実施日の8時から14時までは市が優先して使用させていただくということで一般車両は制限するという形をとらせていただくことにしている。

料金設定については、先ほどご説明をさせていただいたとおりになる。説明は以上になる。

三階委員長  
小林委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

3つほど聞きたいと思うが、今説明にもあったように、健康センターを利用される方が優先ということで、そのために多少近隣と比べて料金設定を高くするということが行われるわけであるが、ただ、あの地域は最近非常に駐車場不足で以前よりずっと減っていて、一つは、健康センターのすぐ隣の民間駐車場が、保育園ができるということで大幅に駐車台数が減ったわけである。もう一つは、割と近くの関戸2丁目のろくせぶ公園の道を隔てて南側にあったやはり民間の駐車場が、建物が建つということでそこも大幅に減るということで、本当に健康センターを利用したい方が満車で入れないことがなければいいなと思っているが、その辺はどのように考えているのかが一つ。

それから、この説明資料の「別添」と書いてある健康センター駐車場貸付条件についての3番目の料金等の中で②健康センター利用者は減免対象とするとあり、健康センター利用者は1時間の減免とする。その中でも特に配慮が必要な方に関しては3時間の減免とするとあって※7がついているが、その※7が見当たらないので、それを教えてほしい。

あと24時間健康センターを利用しない方、特に夜間車が駐車するということで、防犯上の懸念はないのか。その3つをお願いしたいと思う。

金森健康推進課長 まず1点目、健康センターをご利用されている方が利用できなくなると困るのではないかという点であるが、今はまずは利用料金を高目設定とさせていただいて一般車両の入庫を制限するという形で、原則はそれで運用できるのではないかと考えている。また大勢で満車になることがある乳幼児健診のときには、一般車両を完全にストップしてしまう措置をとるので、その運用で駐車場利用が可能ではないかと考えているが、万が一一般車両の利用が今後ふえてきて市民の方が利用できないようなことがあった場合には、また一般車両を抑制する方法の検討が必要かと考えている。まずは実施してみて検討させていただければと思っている。

2点目、別添資料の3、料金等の②、※7は、申しわけない、これは間違いで、※6という形になる。

もう1点、防犯上の面であるが、防犯については、駐車場全体が見られるような防犯カメラ、照明を設置する予定にしている。そのようなことを業者をお願いするところになる。そういったことで防犯抑制というところと、あと駐車場内に注意看板を設置して注意喚起させていただいて、近隣への影響を最小限とさせていただくように検討している。また、近隣の方には、24時間貸し出しの駐車場になることを記載したチラシを、今回ラインの引き直しなどの工事が入るので、それに合わせてポスティングさせていただく予定にしている。

きりき委員 2点確認する。別添の2の⑥乳幼児健診のところ、ほかにもあるが、市が優先して使用するという部分で、「一般車両を制限する」と書いてあるが、受診者の車の扱いがどうなるのか。受診するために来た方の車も一般車両として制限されるのか、市が優先する中でとめられる扱いになるのかが一つと、今台風の影響で千葉県のほうがはかなり大変なことになっている。健康センターは被災時にはある種の拠点のような機能も期待されるかと思うが、停電等になったときに車の出入りができないことになってしまうと問題かと思うが、そういった停電時に関して駐車場システムがどういう取り扱いになっているのか教えてほしい。

金森健康推進課長 最初のご質問である2の⑥のところであるが、乳幼児健診の実施日の8時～14時は市が優先して使用するというのは、業者等への条件という形になっているので、市の健診に来られる方の車を優先してということであるので、そのときには健康推進課の乳幼児健診を利用しない方を制限させていただくという形である。記載がわかりにくくて申しわけなかった。

2点目、停電のときの対応であるが、現在確かに大きな災害等が起こっている。災害時には拠点となることを考えているが、その際にどのような形で運用するかはまだ決定していないので、今後検討させていただきたいと思っている。

渡辺委員 減免内容のところ、まず今駐車券をパンチしていただけると割引券になるが、今回はどういう形で減免していくようになるのか。

金森健康推進課長 今認証機に駐車券を通して無料にする措置をさせていただいているが、今回も基本、認証機を健康推進課に置かせていただくという形にしている。それぞれ例えば健康推進課の事業や、コミュニティセンターに来られた方で減免対象になる方は、そのときに、事業によって違うが、カードをご利用させていただいて無料券、例えば3階のコミュニティセンターに来られた方が乳幼児をお連れの方であることを3階窓口で確認させていただいて、そこで無料券をお渡しいただき、1階におりてきていただいて、そこで健康推進課の職員によって認証させていただくようなシステムをとらせていただくことにしている。健康推進課の事業に関しては、事業の受付時に認証機を持っていかせていただいて、そこで無料措置をとるような形を考えている。

渡辺委員 そうすると、それぞれの窓口で、3時間か1時間の無料券をいただくということなのだろう。妊婦の方と、乳幼児をお連れの方、障がい者の方は3時間無料、「健康センター」とはということで下の注意書きのところに、北部地域包括支援センターも含まれているということであるが、地域包括支援センターに来られた方も、減免はやはりこの上記以外という方になってしまうと、1時間となってしまうのか。

金森健康推進課長 北部地域包括支援センターのほうは、この減免内容の上記以外の方の1時間という形になる。こちらについては北部地域包括支援センターの方



しており、前回2月から3月までのご報告をさせていただき、その後6月から7月に開催しているというご案内であるが、そちらのほうもすべて実施させていただき、延べ222名の方にご参加いただいている。この中では、最近の親子の像としてインターネットからの情報収集、なかなか子育てに自信が持てないお母様たちがふえていること、子どもとのかかわり方、コミュニケーションが苦手なお母様がふえている、そういったところからも妊娠期から地域でつながって支援できる仕組みがあるとよいというように今ワークショップでまとめている最中である。また、これら7つの拠点のワークショップは10月に発表会という形で意見交換させていただいて、またまとめていきたいと考えている。

裏面に行かせていただく。(2)離乳食に関する講座等のアンケートを今実施させていただいている。健康推進課でも離乳食講習会を実施しているが、地域の保育園でも地域向けに離乳食の講習会が実施されている。これを一体的な形で情報発信することによって市民にわかりやすい市民目線の利用を促せるのではないかとということで現在アンケートを実施し、まとめている途中になる。

(3)になるが、それ以外の専門分野のワーキンググループということで、それぞれ検討を実施している。以前もご報告させていただいているが、大体3つに分かれており、児童館、子育て支援拠点、保育園、発達支援機関というところで、健康推進課が中心となって今ワーキンググループを実施させていただいている。このワーキンググループを通して今年度には事業内容の確定をさせていただき、来年度に向けて事業開始への準備をさせていただき予定にしている。説明は以上である。

三階委員長  
いちぢ委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

特にハイリスクアプローチの面でお伺いする。今回母子保健が大きくクローズアップされて、今発達障害のお子さんも非常にふえていたり、そのほかの障がいをお持ちであったり、さまざまな困難をお持ちのお子さんあるいは母子が想定されるわけである。そうすると、子ども青少年部、あるいは年齢がもっといけば教育委員会との連携も非常に重要なポイントではないかと思うが、その点はどのように今考えておられるのか。

金森健康推進課長 ハイリスクアプローチというところでは、母子保健で健康推進課が実施している部分と、子ども青少年部の子育て総合センター等との連携は現在も実施している。そちらについては来年度さらに妊娠期を強化できないかというところで現在検討している。また、発達に課題のあるお子様については、発達支援室と健康推進課で連携をとらせていただいているし、その後就学後に向けてというところでは、健康推進課、発達支援室、子育て総合センターから就学の機関への連携体制もかかわっているため、そのあたり連携の強化とスムーズな方向を今後また実施していきたいと考えている。

いぢち委員 当然そういったことは、今までこれがなくても健康福祉とそういった連携をさまざまとってきたと思う。今回何が違ってくるかということ、母子という見方がこれまで以上に強まる。つまり発達障害に限らないが、お子さんの子育てや教育の問題で悩んでいる親御さんともども支えるということが、私は今後変わってくるのかなと思っている。その意味で特に子ども青少年部や教育部との連携、特に切れ目のない支援である。その観点から母子を、あるいはそのご家庭を支える観点で今どのように考えておられるのか、再度伺う。

金森健康推進課長 今のご質問であるが、今までもそういった課の連携はさせていただいていた。今お話があったように日中どこで親子が過ごしているかということ、子育ての拠点施設であったり、保育園であったり、幼稚園といったところで多くの方が過ごしている状況もあるので、そういったところとの連携強化を進めたい。特に子育て拠点は現在ゼロ歳から遊ぶ広場ができていますので、そことの連携強化を今回より強めることによって、ハイリスクの方もその中に、大勢のお母さんたちの中にまじって来所されていると思うので、そこでどのような支援ができるのか、どのような連携がとれるのかを考えていきたいと思っている。

いぢち委員 私の口からまずハイリスクと申し上げたが、実は本当はポピュレーションアプローチにおいてもやはり重要なことではないかと思う。それは今後始まってからまたいろいろな課題が見えてきて、その中でどのように連携し支えるか、そのところで情報連携を私たちとも密にしながらよりよい

支え方をやっていけたらと思っているので、よろしくお願いします。

三階委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、3番、多摩市受動喫煙防止条例施行に向けた取組みについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長   それでは、引き続いて多摩市受動喫煙防止条例施行に向けた取組みについて、担当課長である金森健康推進課長からご説明をさせていただきます。

金森健康推進課長   多摩市受動喫煙防止条例施行に向けた取組みについてである。いよいよ10月1日条例施行となる。今回条例施行の中で第10条第2項の規定によって喫煙制限を除外する施設というところが固まってきた。その記載予定の施設というところでまずご報告をさせていただきたいと思う。①になる。8月30日現在となっているが、この施設について規則に別表という形で載せさせていただいて、こちらについては受動喫煙を生じさせるおそれがないという構造または利用の形態があると認めて、別表に記載する形になっている。主なものとして市役所の本庁舎と東庁舎の公衆喫煙所は、今後受動喫煙防止対策強化をするという形で今後また開所させていただくことになっている。主なところとしてコミュニティセンター5カ所を載せることにしている。乞田貝取ふれあい館については、喫煙場所について受動喫煙を生じさせない区画づくりを実施させていただいている。また、三方の森コミュニティセンターについては、区画の明確化をさせていただいている。聖ヶ丘コミュニティセンターは区画の明確化というところで、現在もベランダで区画は明確化されているが、さらにそこから場所も明確化、さらに区画を区切らせていただく対応をさせていただく予定にしている。愛宕コミュニティセンターも、現在の場所を移動させていただいて、区画を明確化するというところで対応予定になっている。和田・東寺方コミュニティセンターも現在の場所から移転させていただいて区画の明確化で対応させていただく予定にしている。それ以外の集会所、東永山複合施設についても区画の明確化、あと総合体育館については現在もともとあったと

ころが入り口に近いところだったので、そちらから場所移動させていただいて、現在場所の移転をしつつ、周りの状況も検討しつつ、区画の明確化で対応するという形になっている。総合福祉センターについても、場所の移動と区画を明確化することになっている。それ以外に皆様がよくご利用するところとしては、多摩中央公園、多摩東公園、一本杉公園等の公園であるが、多摩中央公園についてはパルテノン多摩に現在屋外喫煙所がある。そちらの区画の明確化をさせていただくことと、もう一つ公園の中に、今公園緑地課で、受動喫煙を生じさせない区画として1個喫煙場所を設ける予定にさせていただいている。多摩東公園については現在改修中となっているのでまだ決定していないが、改修が終わるまでには決定させていただく予定にしている。あと一本杉公園については、スポーツ振興課と公園緑地課で検討して、現在テニスコート近くの一本杉橋付近で現在調整をさせていただいている。あと一番下に西永山福祉施設、8月30日現在で載せさせていただいていたが、こちらも今現在工事がほぼ終了して、現場確認させていただいたところでは、現在のところ受動喫煙を生じさせない区画を確保するのが難しいことになりそうであるので、ここから除外させていただくというところで今調整をさせていただいている。

②公園内の喫煙制限解除というところで、前回常任委員会でもお話をいただいた子どもに対する受動喫煙に大きな影響を及ぼさないと考えられる夜間から早朝の時間帯の喫煙制限の解除であるが、21時から翌朝5時まで喫煙制限を解除させていただく予定にしている。

2枚目に行く。受動喫煙防止重点区域における喫煙スポットの整備についてである。こちらについては、市内4駅であるが、まずは聖蹟桜ヶ丘駅、唐木田駅はパーティション設置というところで現在工事に入っている。聖蹟桜ヶ丘駅は9月27日ごろには工事完了予定。唐木田駅も9月17日ごろには工事完了予定という形にさせていただいている。多摩センター駅、永山駅であるが、移転を検討するという形でご報告させていただいていたが、移転先が決定した。多摩センター駅は小田急電鉄高架下の三角地帯の一部分を貸し出させていただいてパーティションを設置する形にさせていただいている。こちらは小田急電鉄のご協力を得るような形になっている。

また永山駅については、グリナード永山1階の三井住友銀行横に移転させていただいてパーティションを設置する形にしている。こちらも新都市センター所有の土地になるので、新都市センターとの連携のもと実施する形になっている。これらについては12月末をめどに整備完了する予定にしている。

3番、禁煙治療費助成ということで10月1日から事業開始させていただいている。資料にもつけさせていただいているポスターとチラシをつくらせていただいて、9月中に医療機関や公的な施設等に周知させていただく予定にしている。

4番、周知・啓発というところで書かせていただいている。全体的に全市でいろいろな形で公募をかけさせていただいている。横断幕、垂れ旗等を現在設置しておりまして、聖蹟桜ヶ丘駅や永山駅にかけさせていただいている。たま広報も7月5日号・20号、8月5日号、次回の9月20日号で特集記事を組ませていただいて掲載させていただき、市民に周知を図る予定にしている。それ以外にポスターを現在公共機関や市内の施設、企業等に掲示させていただいている。また、自治会用にはチラシをつくらせていただいている。こちらも10月になってしまうが発送予定という形にさせていただいている。それ以外に公園については立て看板を設置する予定にしており、現在すべての公園を回らせていただいて、看板の場所の案をつくらせていただいているので、今後順次設置していく予定にしている。あと学校であるが、小・中学校・保育所・幼稚園等については、看板、路面シートを設置ということで、これも10月中に完了予定となっている。

資料については、禁煙治療費助成事業の資料と、もう1枚、多摩市受動喫煙防止条例の概要版をつくらせていただいたので、そちらを今回つけさせていただいている。そういったものを利用して今後啓発・周知に努めていきたいと思っている。説明は以上である。

伊藤保健医療政策担当部長 今説明をさせていただいた1点、1枚目のところであるが、先ほどコミュニティセンター5カ所とお話をさせていただいたが、三方の森については、コミュニティセンターではなくコミュニティ会館ということで訂正をさせていただく。

それから、裏面であるが、この間、3月の条例決定以来、議会の皆様方にはさまざまご協力をいただき改めてお礼を申し上げます。その中で、6月補正でこれをお認めいただいたところであるが、おかげさまで先ほど申し上げたように聖蹟桜ヶ丘駅と唐木田駅については順調に工事が進んでいる。それから、新たに12月末を目途にというところで多摩センターの小田急高架下の三角地帯というのはタクシー乗り場の反対側の今小田急所有で囲われているところの一部をお借りして、そちらに喫煙スポットを設けることになった。あまり直接人の目にも触れないという中で、非常にいい場所をお借りすることができたかと思っている。それから、永山駅であるが、実はご承知の方も多いと思うが、こちらの移転場所が、今のところに移転する前の従前喫煙場所があったところに戻るようなところになる。こちらについては、従前はパーティション等受動喫煙を防止するしつらえがしっかりしていなかったために、さまざま苦情等もいただく中、今のところに移転したところであるが、今回は受動喫煙の対策をしっかりしていく中で、市民の方のご理解を得ながら移転を考えているところである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 市の受動喫煙防止条例とは少し違うが、都条例で飲食店、事務所などは2020年4月から原則禁煙となるわけであるが、その場合にそういうところを本当に禁煙にしているかどうかのチェックは市で行うのか。

金森健康推進課長 都条例の飲食店の喫煙の制限に関しては、南多摩保健所の管轄となり、現在も2019年9月1日から飲食店に表示をしようというところで、今一部施行という形になっている。そちらは保健所から各飲食店等にご案内が行っている。そういったご案内については、健康推進課にもこういったご案内をしているということでいただいているので、庁内の経済観光課ともそういったことでは情報共有させていただいており、連携を図らせていただいている。中心になるのは南多摩保健所となる。

小林委員 そうすると、もし飲食店に対して、本来なら禁煙なのに全然守られていないことがあれば保健所に通報する格好になるのか。

金森健康推進課長 基本的には南多摩保健所が窓口となる。

渡辺委員 公共施設の喫煙場所がずらっと載っているが、これは基本的には今まで

喫煙所があったところを移設なり何なりで残していくということによろしいか。

金森健康推進課長 このたび、喫煙所があったところすべて、それぞれの所管課の協力を得て見直しをさせていただいている。中には喫煙所を廃止したところもある。だから、今まであったところすべてが載っているわけではなく、このたびこの条例を施行するに当たってもう一度所管課とその施設等で考えていただいて廃止したところもある。

渡辺委員 全部建物の屋外でよろしいか。

金森健康推進課長 すべて屋外という形になる。基本的には第二種施設と、市の管理する施設で一応敷地内と路上周辺喫煙不可という形にさせていただいているので、屋内だと受動喫煙を生じさせない区画というのはなかなか難しいと考えられるので、基本的には屋外に設置している。

渡辺委員 総合福祉センターにもあった。私は知らなかった。結構喫煙者に優しいまちなのかと逆に思った。あと先ほど部長からお答えのあった駅の場所をもう一回、小田急の高架下の三角地帯というのは、タクシー乗り場の向こうか。

伊藤保健医療政策担当部長 向かい側である。モノレールの駅がある都道があり、それとタクシー乗り場の間に小田急のマークのフェンスで囲まれているところがあるかと思う。そちらのところになる。

渡辺委員 あと永山駅の喫煙場所はまた元に戻ったと。パーティションで仕切るのだけれど、大丈夫か。

金森健康推進課長 ちょうど向い側にスーパーがある。そういったところにも話をさせてもらった。この場所については新都市センターからもかなり協力したいというような意向があったところで考えさせていただき、その点では、清掃業務については新都市センターと協定を結ばせていただくというところで、まずそういったごみが非常に多く出るのではないかと心配されていた。そちらについては、協定の中にも組ませていただくし、新都市センターも非常に厚く清掃員を必ず1日複数回行う、ごみの回収も定期的に行う、周辺美化は徹底するというようなお話をいただいている。また、煙の流れは、パーティションで横の流れをストップさせていただくが、階段側のほうに

流れる可能性があるところについても、新都市センターとご協力をさせていただいて、対応いただけるということで今回この場所に決定させていただいている。

渡辺委員　　今まで使っていたところが、マナーの悪い人が本当に多くて悲惨な状況だったので無理かなと思っていたが、少し注意しながら見ていきたいと思う。

それから、聖蹟桜ヶ丘駅や永山駅に関して、案内板のようなものを前に私は議会で要望したが、その辺はどうなっているのか。

金森健康推進課長　今後工事が終わるときには、そういったサインもつけさせていただく方向で考えている。

きりき委員　　多摩センター駅のところの喫煙場所についてであるが、一つは、今、渡辺委員からもあったが、口で説明していただいてもわかりづらいところにある。私はたばこは吸わないが、吸う方は我慢できない方が多く、わからなければ路上喫煙につながってしまう可能性もあると思うので、しっかりとした案内板を皆さんに伝わるような形で掲示していただきたいと思う。

ほかに2点あり、あそこはかなり場所がいいので本来は経済活動に使っていただきたいと思ったぐらいの土地であるが、動線が多分タクシーがぐるぐる回る中を横断歩道を渡っていかないといけないのかなと思うが、階段等があったか、その辺安全性に関してどのように確認されているのかということと、同じくタクシーが回っている中の場所になるので、排気ガスのことに関して、ある程度長い時間そこに滞在してとどまることを考えたときに、そういった心配に関してはどうなのかという2点お願いする。

金森健康推進課長　三角地の喫煙スポットの位置であるが、都道側に面したところになる。都道側というのはちょうど多摩センターのモノレール等で皆様歩かれるような道のところになるが、電車をおりると横断歩道があるが、横断歩道を渡っていただいて都道側に行っていたいただけるというルートであるので、基本的には非常に危険性が高いとは考えていない。通常大人の方が普通に利用されている通路を通っていただけるというところで考えている。

2点目の排気ガスについては、排気ガスと受動喫煙の関係は現在のところ考えていないので、そちらについては今後運用を始めてから検討させて

いただきたいと思う。

大野委員 周知・啓発で公園には立て看板を10月中にということであるが、しっかりとわかっていないが、公園によっては看板が複数枚立つのか。それとも1つなのか。

金森健康推進課長 基本的には1枚は必ず設置となるが、大きな公園については2枚設置するところもある。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、4番、多摩市版地域医療連携構想策定事業の取組みについて(経過報告)、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、多摩市版地域医療連携構想策定事業の取組みについて、経過報告になるが、同様に担当課長である金森健康推進課長からご説明をさせていただく。

金森健康推進課長 多摩市版地域医療連携構想策定事業の取組みについて経過報告させていただきます。こちらも経過報告という形になっているので、簡単にご説明をさせていただきますと思う。

昨年度から多摩市版地域医療連携構想策定事業に取り組んでいる。現在、1番に書かせていただいているように市民の方及び医療提供側のアンケート調査の概要のまとまった分を報告させていただく。

目的については、市民の医療の状況、今後の多摩市の医療施策について医療提供側の実態を把握させていただくというところで、多摩市版地域医療連携構想策定に当たっての基礎資料とするということである。

調査対象と方法を書かせていただいているが、市民向けアンケートを郵送方式というところと、②にある医療関係者向けアンケートというかたちで実施させていただいている。

集計結果であるが、8月8日のものという形で出させていただいている。30歳以上の方は発送件数10,524件、有効回答数4,098件、38.9%、要介護認定者は5,017件送らせていただいて1,851件、36.9%、0～12カ月の乳幼児の保護者から無作為抽出で500件送ら

せていただいて177件、35.4%となっている。

医療関係者向けアンケートでは、クリニックと書いているのは診療所、医療のクリニックであるが、98件送らせていただいております、60件、61.2%回答いただいております。歯科については69件送らせていただいております、44件、63.8%回答という形になっている。薬局についても38件送らせていただいております、28件、73.7%という形になっている。アンケート結果については現在集計分析中であるので、まだまとまった報告はできないが、また今後ご報告をさせていただきたいと思っている。

それと並行してワークショップを開催している。7月28日に第1回を開始させていただき、あす9月14日第2回を開催する予定にしている。市民の方々から地域の身近な医療を考えようということで、健康なときの医療、病気やけがのときの医療、最期のときの医療、そういったことのワークショップを実施する予定にしている。

2枚目に行く。3番に書かせていただいた多摩市版地域医療連携策定協議会を開始させていただいた。こちら市民アンケートやワークショップの議論及び昨年度実施したレセプト等の集計分析をもとにした協議会形式での検討を開始させていただいている。計5回予定しており、第1回は8月30日に実施させていただいた。日常医療・在宅医療を支える医療連携というところで、地元のかかりつけ医、歯科医、薬局であるとか、在宅医療ニーズを踏まえてかかりつけ医、医療介護、家族、行政、地域における連携というところで協議を始めさせていただいたところになる。続いて9月30日にもまたその内容を深めていくということで実施予定にしている。説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、5番の後期高齢者医療保険の保険料改定について、市側の説明を求めらる。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、5点目の後期高齢者医療保険の保険料改定について、担当課長である松下保険年金課長からご説明をさせていただく。

松下保険年金課長 それでは、後期高齢者医療保険の保険料改定についてご説明させていただきます。

まず今回令和2年度・3年度の保険料改定の検討案の公開が先日あったということで資料の配付が当日になったことをおわびさせていただく。後期高齢者医療制度では、財政期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の見込みを算出して保険料率の改定を行っている。令和2年度3年度の保険料改定について現時点の状況と今後の予定についてご説明させていただきます。

初めに資料1、後期高齢者医療制度の仕組みと平成30・令和元年度保険料率等の概要をごらんいただきたいと思う。こちらについては、広域連合が作成したもので、制度のポイントが示されている。

1、制度の仕組みでは、医療給付費等は原則として高齢者の保険料が1割、現役世代からの支援金が4割、公費5割で賄うこととされている。

2の費用負担の構成であるが、1割負担の方はほぼ原則どおりであるが、現役並み所得者の方については、自己負担は3割で、残り7割については公費からの負担はない。また保険料負担であるが、制度当初10%から11.18%に上昇している。これは現役世代が減少していることから、現役世代だけがより負担が重くならないようにする措置となっている。

3の保険料の算定方法であるが、2年分の保険給付費等の見込み額から公費負担や現役世代からの交付金を差し引いた残りが保険料総額になっている。

4については、平成30年、それから令和元年度について算出した保険料総額となっている。

5については、平成30年度・令和元年度の保険料率となっている。

次に、資料2の後期高齢者医療保険の保険料改定についてをごらんいただきたいと思う。令和2年度3年度の保険料の検討案は、被保険者数、それから1人当たり医療給付費の伸び率、被保険者の所得の伸び率などを推定して算定されている。特別対策なし・ありとあるが、東京都では東京都独自制度である一般財源からの特別対策市町村負担金により保険料を圧縮している。特別対策220億円の内訳であるが、葬祭事業82億円、審査

支払手数料66億円、保険料未収金補てん分68億円、所得割独自軽減分が4億円となっている。多摩市の特別対策の負担金であるが、平成30年度決算で9,058万4,103円、令和元年度当初予算では1億1,668万5,000円を予定している。令和2年度・3年度の2年間については、2年間で合わせて2億586万7,000円が見込まれている。今後広域連合においては、算定案を12月に公開し、1月に最終案が示されることとなっている。その後例年1月末に開催される広域連合議会に最終案が上程される予定となっている。説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、6番、休日納税相談日の変更及び「P a y B (ペイビー)」の導入について、市側から説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、引き続いて保険年金課の案件になる。休日納税相談日の変更及び「P a y B (ペイビー)」の導入について、担当課長である松下保険年金課長から説明をさせていただく。

松下保険年金課長 まず休日納税相談日の変更であるが、これまで偶数月の最終土曜日に行っていたが、今月より毎月第4土曜日の翌日曜日に変更させていただく。こちらについては平成30年3月に市民サービスの向上と窓口業務の改善に向けた窓口業務の見直し方針に基づく令和元年9月からの一体的な取り組み、こちら本庁舎の土日部分開庁、コンビニ交付の開始、出張所の一部業務と開所日の見直し、それらに合わせて相談日を変更させていただくものである。

次に、スマートフォン決済アプリ「P a y B (ペイビー)」の導入についてであるが、納税者の利便性向上、歳入確保につなげるため、収納多角化の一つとして9月1日より導入している。概要については、スマートフォンアプリで納付書のバーコードを読み取ることで登録した金融機関の口座から即時の引き落としにより簡単に納付ができる決済サービスとなっている。「P a y B (ペイビー)」が利用できる税目・料金としては、保険年金課で扱っている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料のほか、介護保険

料、市・都民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の利用が可能となっている。利用の方法であるが、スマートフォンやタブレットに各金融機関の専用アプリをダウンロードし、必要情報の事前登録をしていただく。支払時に納付書記載のバーコードをスキャンし、支払い用の暗証番号を入力することで支払いが完了する。「P a y B (ペイビー)」が利用できる金融機関については、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、ゆうちょ銀行などの利用が可能となっている。説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、7番、市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 それでは、市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて報告させていただく。平成23年1月26日付で日本医科大学と締結した確認書について見直しを行い、別紙のとおり令和元年7月31日付で締結したため、報告をさせていただく。

これまでの経緯である。平成23年1月で日本医科大学と締結した確認書においては、「東永山跡地施設(旧東永山小学校)に病院を開設することに向けて双方努力する」としていた。平成30年5月14日付で日本医科大学から市に対し、平成23年1月の確認書を見直し、東永山跡地施設ではなく、永山駅周辺での用地の確保を要望する要望書が提出された。平成31年3月28日に、市が保有する東永山跡地施設とUR都市機構が保有する旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換について市議会で議決をいただいた。翌日土地交換契約が成立している。こうしたことを踏まえて日医大と協議を行い、確認書の用地について変更した。

確認書の見直し事項である。病院の開設用地を「東永山跡地施設」から「旧多摩ニュータウン事業本部用地」に変更し、下記の内容で確認書を締結している。

第1条 市及び日医大は、旧多摩ニュータウン事業本部用地を日医大による病院開設の新たな用地とし、新病院の開設に向けて双方努力すること

第2条 市及び日医大は、新用地周辺住民の理解や多摩市医師会の協力など、病院開設に伴う諸課題について、双方協力の上、解決に努めることとしている。

今後については、新病院の開設に向けて引き続き日本医科大学と協議を進めていく考えである。報告は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

遠藤委員 病院と市との関係はわかったが、UR都市機構は東永山跡地施設を何に使うのか情報があれば。

松田資産活用担当課長 土地交換のときにも議論があったように、UR都市機構については、市の要望に応じてまちづくりのために日本医科大学は多摩ニュータウンの地に必要であると、多摩市は日本医科大学からの要望を受けて多摩市が駅周辺の利便性の高いところを探しているようだというようなところで、まちづくりの観点から土地交換に応じていただいたところである。交換した旧東永山小学校用地をどう使うかはまだ検討中だと伺っている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、8番の東部地域包括支援センターの移転・開設日について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 今年度実施予定の東部地域包括支援センターの移転・開設日についてご報告をさせていただく。高齢支援課長からご報告をさせていただく。

伊藤高齢支援課長 昨年度東部地域包括支援センターを諏訪複合教育施設へ移転するということが決定させていただいて、今年度準備を進めているところであるが、開設の日にちが決まった。開設日は令和元年12月2日、月曜日を予定している。

市民への周知については、早くに周知させていただくと大変混乱するところもあるので、11月20日号でたま広報に掲載すると、多摩市公式ホームページに掲載予定である。あと毎年こういったリーフレットをつくっており、裏面に地域包括支援センターの所在地がわかるものをつくっている。これを今改訂中であり、12月から配布していきたいと考えてい

る。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 今まではあまりにも該当地域の中でも非常に偏ったところにあるという  
ことで、それを少し緩和するというところで移るわけであるが、逆に移った  
ことで今度行きにくいことになるところもあるだろうし、それから、もと  
もと該当する区域が非常に対象者が多いということもあると思うので将来的  
にもう少し地域包括支援センターをふやす、あるいはランチをつくる  
ようなことの計画や見通しはあるのか。

伊藤高齢支援課長 地域包括支援センターの再配置については、第7期の高齢者保健福祉  
計画・介護保険事業計画の中に記載させていただいて、その中では東部地  
域包括支援センターをはじめ今ある場所が本当に市民にとって使いやすい  
場所なのかを中心に、移転を進めているところである。第7期の中では北  
部地域包括支援センターが担当エリアが二分しているところがあるので、  
新たな拠点の検討も進めていきたいと考えており、そのあたりについては  
今後全体で高齢者が何人ふえていく、後期高齢者がどうなっていくという  
推計はあるが、地域ごとにはなかなか推計が出ない。ここで都営住宅の建  
替え等もあるので、将来的にはそういったところを踏まえて改めてまた検  
討させていただくと、それを8期なり9期なりの計画の中に落とし込んで  
いくということで検討していきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、9番、「地域密着型サービス整備計画」の公募の結果につい  
て、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づいて地域密  
着型サービス事業所の整備を目指して公募し、選定作業を行った結果、次  
のとおり整備計画を決定したということでご報告をさせていただく。引き  
続き高齢支援課長からご説明をさせていただく。

伊藤高齢支援課長 先日の補正予算の審議の中でもお話をさせていただいたが、ここで定  
期巡回・随時対応型訪問介護看護について選定することができ、株式会社

ユニマット リタイアメント・コミュニティを整備の予定である。定員39名の事業になるが、事業所の拠点としては永山1丁目に拠点を置いてということで、日中・夜間を通して訪問介護、訪問看護を連携しながら定期的な巡回と随時の対応を組み合わせ高年齢者の皆様の、在宅で療養される皆様の限界値を上げていけるサービスかなと思っている。令和2年1月1日開設予定で準備を進めている。

あと今後の整備であるが、第7期計画で整備目標としている認知症高齢者グループホームが2施設と、小規模多機能型居宅介護または看護小規模多機能型居宅介護2施設というあたりがまだ未整備の状況になっている。随時今公募を継続中であり、幾つかご相談はいただいているが、まだ具体的な案件になっていないので、引き続き整備に向けて努めてまいりたいと思う。説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 株式会社ユニマット リタイアメント・コミュニティということであるが、この会社はもともと何の事業をしている会社なのかと、あと日医大永山病院とトヨタの間のビルというのは、今焼き鳥屋等があるところの一室なのか。

伊藤高齢支援課長 事業者であるが、介護保険事業について全国で293拠点、612事業所を運営している。そのほか飲食事業、不動産業をなさっていると聞いている。補正予算のときにも申し上げたが、この定期巡回・随時対応型訪問介護看護については7地区で開設して実績があると聞いている。

いぢち委員 既に市内7施設か。

伊藤高齢支援課長 都内で4施設、他県で3施設なさっている。このサービスについては、市内では初めての整備になる。

いぢち委員 本当になかなかないサービスである。それで、現実よその評判は難しいかと思うが、今のところ例えばこういう例が挙がっている、こういった感想がある、あるいはこのような課題が見えてきているということがもしあればということと、これも本当これから始まるので、少し気の早い考えではあるが、多分潜在的な需要は39人ではおさまらないのではないかと思う。今後これを広げていく場合に、例えば今回都10分の10であるが、

補助金を活用して広げていける余白という可能性はあるのか。2点伺う。

いぢち委員 具体的な事例でこのサービスに対するご意見は特に聞いてはいない。ただ、結局丸めで1カ月何単位ということで、要介護1から要介護5までの方がお使いになれるので、特に不安が強くなる夜間を中心に24時間オペレーターが対応して、その不安の軽減ができるという意味では、市民の方からはお喜びいただける部分ではないかと思っている。課題は、なかなかなじみのないサービスであるし、使い始めるときっといいと思うが、夜間を通して第三者が自宅に入ってくるサービスについて、市民の方に一定の抵抗がおありかとは思うので、そのあたりでどのように使っていただけるかというあたりは、1月から始まるので、その実績の状況をお聞かせいただきながら、ちょうど来年度4月以降から第8期の計画の改定作業に入るので、その中に盛り込んでいけるのかどうか、プラスの整備が必要なのかどうかといったところも見ながら検討していきたいと思っている。

定員39名というところが、例えば小規模多機能型居宅介護も、施設を1つつくると定員は29名だったり、日中・夜間に訪問のアウトリーチをする事業については、それほどたくさんの方を一事業所では抱えられないと思う。だから、市内の中でこういったサービスが何カ所程度必要なのかについては、今のところ何カ所必要かはお答えが難しいが、今後の実績や、補正予算でお認めいただいたので高齢者実態調査等も実施していくので、改めて市民の皆さんのニーズ、事業者の状況も勘案しながら第8期の改定作業の中で検討していくということで今は考えている。

いぢち委員 お答えづらいかと思うが、今後、補助金なので、改定をしてもっと広げられる道はあるものなのか。

伊藤高齢支援課長 もちろんたくさん整備することになると、それが介護保険料にはね返ることになると思う。3年間でこのサービスをどれだけ見込んでいくかということになるので、やはりニーズがどれくらいあるのかを精緻に確認した上で整備をしていくことになると思う。ただ、補助金については、現在のところ東京都のほうも、その開設準備経費については継続して実施されると聞いているので、今後もそういった補助金を活用しながら地域密着サービス、このサービスだけではなく、グループホームや小規模多機能型居

宅介護や看護小規模多機能型居宅介護というところはふやしていきたいと思っている。

きりき委員 以前も多摩市にある事業所でよその地域で定期巡回をやっているとか、多摩市の中でも夜間対応ができるのを売りにしている事業所もあったが、多摩市では夜間巡回に関しては需要が見込めないのではないかということまで手を引いたというようなお話を聞いたこともある。最近は働き方改革の関係もあるのかと思うが、例えば多摩市内の訪問看護事業者が夜の人手が確保できなくて夜間加算を諦めようというような話も聞いているところである。一般質問でも話したが、一般の訪問介護のヘルパーの確保もかなり大変な状況になってきている。夜間巡回のサービスは今の流れの中で非常に重要な立ち位置にあることはとても理解しているところではあるのだが、そのサービスを確保するために昼間の介護人材がさらに枯渇するようなことになってしまうと、また別の意味で問題が出てくるのかなと思うところである。定期巡回のサービスだけをしっかりと確立させるために何か特別な支援をしてしまうことが逆に多摩市全体の介護の基盤を損なってしまうリスクもあるのではないかというところを懸念するが、そのあたりお考えはいかがか。

伊藤高齢支援課長 来年度そういったあたりも含めて改定の作業に入るが、改定の中の専門委員会というか策定の委員会を設置する予定であり、その中にはヘルパーの事業者様、ケアマネジャー、特別養護老人ホームの施設の方、そういった事業者の方にも入っていただいて、本当にヘルパーだけではなく、介護人材の不足、これだけ少子化が進んでいる中で、学校に入学される方も少なくなっていると聞いているので、全体的にどうしていくかというところであるかと思う。その上で、全体として保険料も勘案して、ニーズも勘案して、どれだけのサービスが必要なのかを検討してまいりたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、10番、第7期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～令和2年度）進捗管理（平成30年度実績）について、市側の説

明を求める。

小野澤健康福祉部長 平成30年度から令和2年度までの3年間の計画である第7期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の平成30年度の実績について高齢支援課長からご報告をさせていただく。

伊藤高齢支援課長 それでは、サイドブックに掲載させていただいたが、1ページあけていただくと、計画の全体が載っている。第7期は平成30年度から令和2年度までの3年間である。だから1年目の進捗状況というところでご理解いただければと思う。

ページを進めて、3ページに、第7期で決めた基本目標、1番から7番まで、それに従って4ページに計画の体系図を載せている。この星印がついているところを重点施策として進めており、今回進捗状況については、この星印をつけた部分についてご報告をさせていただく。

今度5ページ目に入ってくださいと、現状の高齢化の推移ということで実績が出ている分について掲載している。平成30年度の1月1日現在の高齢化率28.1%で、計画の予想値では30.1%としたところであるが、現実には28.1%である。それから認定者の数については、ほぼ計画したところになっているかと思うが、5,689名認定者が出るであろうということが5,682名で、平成30年度の認定率は13.6%であった。

6ページに参って、前期高齢者、後期高齢者の推移のところ、平成30年度の実績数を載せてある。現在のところまだ前期高齢者がやや多く、令和元年度中に後期高齢者が追い抜くかというところである。

次、7ページのところに、元気な高齢者が多いということで65歳健康寿命、65歳まで生活された方がその後何歳まで介護にまでならず自立して生活ができるかという表である。男性は都内で2位、女性は都内1位というような結果が出ており、引き続き堅持していきたいと思っている。

その下のところは圏域別で、日常生活圏域を介護保険法上では決めることになっており、包括支援センターの5圏域を日常生活圏域としている。その状況がここであり、やはり中部包括支援センターのところが高齢化率が38.7%と大変高くなっている。

8ページ目、給付の推移である。細かくは後に出てくるが、平成30年

度の給付総額が85億1,700万円となっている。令和2年度には100億円を超えて108億5,600万円という形になっている。年々対象者がふえていくので、給付のほうもふえていく形になっている。

それでは、9ページ、10ページのところを見ていただいて、高齢のほうで介護予防・日常生活支援総合事業の充実ということで掲げている。右の表になっているところを見ていただくと、おおむね介護予防教室は14カ所のところ13カ所であった。令和元年に入って14カ所になっているが、そういうことで見ていただくと、達成率100%を超えており、特におおむね週1回以上の定期開催の介護予防に資する住民運営の通いの場は122カ所で、市民の皆さんが一緒になって立ち上げていただいて、本当にうれしく思っている。ということで、介護予防については、引き続き住民主体による介護予防の通いの場を広げていきたいと思っている。

次へ行って、11ページ、12ページを見ていただくと、地域包括ケアシステムの深化ということで、先ほども申し上げた地域包括支援センターの再配置を、平成30年の5月に北部地域包括支援センターを健康センターに、今年度12月2日に東部地域包括支援センターを諏訪のほうへということで進めてまいりたいと思っている。医療・介護連携等の研修会も平成28年度から始めているが、今部会をつくりながら実習しており、顔の見える関係ができてきたかなと思っている。今後としては、地域包括支援センターの再配置を順次進めていきたいということと、地域ケア会議、個別の高齢者の方を支えるための関係者の会議をやっている。平成30年度はここに記載がないが全部で46回実施した。そのあたりを今年度は東京都のモデル事業を活用して、もっと精緻に有効にできるようにということで今学びを深めているところである。引き続きやっていきたいと思っている。

下のほうにある認知症サポーター養成講座についても、昨年度は永山高校で実施ができ、大変高校生の皆さんにいい機会をいただけたなと思っている。

次にまいって、13ページ、14ページである。多様な社会参加・生きがいがづくりの推進、それから安心・安全で住みよいまちづくりということ

で、生きがいつくりの推進では、住民主体による通いの場、ボランティアポイント等についても登録者が400名を超えているということで進めていけていると思っている。引き続きこのあたりについて力を入れていきたいと思っている。安心・安全については、一般質問の中でも高齢者と住まいというような問題もお話をいただいた。住替え・居住支援協議会などが動き出して、住みかえ相談会なども始まって、またそれが常設に向けてというようなことを聞いているので、こういったところを進めてまいりたいと思っている。

では、引き続き介護保険のサービスについては介護保険課長から報告する。

広瀬介護保険課長 続いて15ページから私のほうで説明をさせていただく。まず、介護保険サービスの推進で、下の表に載せているのが市町村特別給付の利用状況である。目標値と比べると平成30年度半分ぐらいの実績にとどまったところではあるのだが、平成28年度以降毎年利用する方がふえているような状況ではある。この市町村特別給付は、階段の上り下りができないがためにデイ・サービスに通うことができないことのないようにということで始めた事業であるが、7期についてはセーフティネットの役割ということでご利用いただいております、利用の方も比較的若くても介護度が重い方が利用されている傾向にある。ただ、利用されている皆さんが限られていることと、このサービスに係る費用はすべて第1号被保険者、65歳以上の方の保険料で賄わなければならないルールになっているので、このあたりのサービスを8期に向けてはどうしていこうか、需要がますますふえていく中で、何をどこまでしていくのかを検討してまいりたいと考えている。

それから、16ページが、先ほどの定期巡回にもあったように、介護サービス基盤の整備である。都内または近隣南多摩地域の中では、現時点では要介護者に対しての基盤が比較的充実している状況にある。ただ、この先需要が急増していく中では、さらなる基盤整備が8期に向けては必要になっていくかなというところである。

それから、次のページ、17ページ、18ページについては、計画の進行管理の会議をしていくというところで、右の表を見ると、回数が少ない

ところではあるが、これはたまたま委員の皆様のご都合がつかなくて流会になってしまったり、また、この会議は地域密着型サービスの運営協議会の役割も担っているが、事業所の申請が流れてしまったりということで流会にはなっているが、必要な議事についてはこの2回の中で議論をしていただいたところである。

次のページ、19ページ、20ページが給付費の状況である。平成30年度の計画と実績を並べている。実績は、20ページの一番右下の合計のところをごらんいただくと、計画に対して96.4%の実績ということで、ほぼ計画見込みどおりの給付であったかとしている。計画と若干違っていたのが左のページの居宅サービスの一番下のところ、特定施設入居者生活介護が見込みよりやや少なく、一方で施設サービスのところの老人福祉施設、それから療養型医療施設がやや多かったというところで、ほぼ計画どおりに推移している。最初のページでもお示ししているが、5ページのところを見ていただけたらと思うが、認定の状況を見ると、計画では5,689人の方を見込んでいた。実績を見ても5,682人で本当に計画どおり推移していることと、あと計画と若干見込みが違っていたのが要介護4、要介護5の重たい方が少しふえてきているような状況があるので、このようなところも注視しながら今年度、来年度、それから8期の計画に向けて考えていきたいと思っている。

その次のページが、21ページ、地域支援事業で、7期のところから要支援1・2の方の訪問サービス、それから通所のサービスがこの一番上にある介護予防・日常生活支援総合事業の費用に移ってきているようなところもあり、医療が若干ふえているところもあるが、地域支援事業費についてはこのような状況、それから最後の22ページ、これが新しくできたインセンティブ交付金と言われる保険者機能強化推進交付金で、介護予防のために使ってほしいということで、国の定めた指標をどれだけ実施できているかで補助金がいただけることになっている。これは介護保険の法定負担割合とはまた別に全国で190億円予算が設けられており、平成30年度は2,400万円ぐらいの収入となった。多摩市は昨年度26市中7位という状況であった。雑駁であるが、説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 15ページの市町村特別給付の階段昇降機を使った介護サービスであるが、エレベーターのない5階建ての集合住宅が大変多いという特性に合わせてつくられたものであるが、いまいち利用されないということで、次期に向けて制度設計を検討する必要があるということでは言われているが、前から言われていた手続が非常に煩雑である問題、それから去年の決算審査の施策評価の健康福祉分科会で指摘したと思うが、例えば福祉有償運送等ほかの移送サービスとの接合が悪くてなかなか使いにくい、つまり上から階段昇降機を使っておりてきても、そこから先に介護施設まで行くのとなりがあまりよくないことがなかなか使われない原因としてあるのではないかと指摘したと思う。その辺も含めて制度設計を検討することになるかと思うが、その辺はどうなのか。

廣瀬介護保険課長 当初手続については写真をつけていただいたり、資料を非常に多く用意しなくてはいけなかった状況にあったものは、現時点では改善している。また、委員が言われるように階段からおりにいただいたところにちょうどうまくボタンタッチができればよいのだが必ずしもというようなお話も聞いている。1号被保険者の皆様の保険料で実施している事業ということで、どのような形であったらいいのかを、また8期に向けて検討してまいりたいと考えている。

いちち委員 一番最後のページ、保険者機能強化推進交付金、多摩市は非常に優秀であるということで、一つ一つ見ていっても大体都平均よりも上をクリアしているが、一つだけ、下から2番目の介護給付の適正化のところだけは都平均を下回っているということである。この原因はどのようなことだとお考えか。

廣瀬介護保険課長 この適正化の項目の中身であるが、多摩市ができていない部分が、例えば福祉用具の貸与に当たっては専門職が点検をしなくてはならない、それから住宅改修についても専門職が点検をしなくてはならないというような指標が示されていて、本市では研修を受けた職員が点検をしているが、それではポイントにはならないということで、やっではいるが専門職を雇っていない中で33.3%という評価になっている。

いぢち委員　私も今回一般質問の中で専門職の確保ということをおっしゃっていただいた。介護に限らないが、このことについては、人材も確保がなかなか難しい中ではあるが、努力をお願いしたいと思う。

三階委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

三階委員長　この際暫時休憩する。

午後　３時２４分　休憩

---

午後　３時４０分　再開

三階委員長　休憩前に引き続き協議会を続行する。

　　１１番、「平成３０年度　多摩市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績」について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長　「平成３０年度　多摩市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績」ということで、障害福祉課からご報告をさせていただく。

松本障害福祉課長　本件は昨年３月に策定した平成３０年度　多摩市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針に基づき実施した委託契約、物品の調達等の実績について報告を行うものである。これは障害者優先調達推進法において毎年度実施することが義務づけられているものである。平成３０年度の多摩市優先調達方針においては、物品４案件、役務・業務委託５案件を目標としたところである。これに対して、平成３０年度の実績は物品１５案件、金額１,４３６万８,５９５円、役務２０案件、金額５１９万７,００８円であった。これらの実績については東京都を通じて国にも報告しており、多摩市の公式ホームページ上でも公表しているところである。この目標と実績の件数の差については、目標のところでは特命随意契約ということで、契約相手先として確実に決まっている物を目標とさせていただいていたところであるが、それ以外にふえたところは競争入札見積もり合わせ等で受注者として決まった実績を加えさせていただいてご報告させていただいたので差があるということでご理解いただきたいと思います。説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

きりき委員 今ご報告いただいた件数のうち、多摩市内の障がい者団体の内訳はわかるのか。

松本障害福祉課長 市内の案件については、物品については6件、役務については5件となっている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、12番、「(仮称)多摩市障がい者差別解消条例」の制定に向けた取り組みについて、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 今年度制定を予定している(仮称)多摩市障がい者差別解消条例の制定に向けた取り組みということで、現時点での状況について中間報告させていただきます。障害福祉課長からご説明をさせていただきます。

松本障害福祉課長 昨年度から少し準備を進めてきて検討を進めている(仮称)多摩市障がい者差別解消条例であるが、現時点、平成31年度の取り組みを主に説明させていただきたいと思う。

1枚目の下のあたりを見ていただきたいが、平成31年度については、5月・8月に第2回・第3回の市の課長職で構成されている庁内委員会を開催している。また、5月・6月・7月・8月に市民委員会を4回開催している。また、6月にはワークショップを2回開催したという実績である。そのような中で、上の2番のところに多摩市の方向性(どのような条例にするか)、今まで議論してきた中でこのような方向性としたらどうかということで、現時点ではこのような方向性にしていきたいというところで少しご説明をさせていただきます。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」という差別だけではなく、「障がい者自身が差別だと感じることもなくしていけるようなことを目指していきたい。2番目、障がい者が差別だと思う出来事が起きたときや、障がい者が必要な配慮を求めたときに、市・事業者・市民が適切に調整・対応して解決できるようにしていきたい。3番目、障がい者が差別だと思う出来事が生じないように、日ごろからの理解促進を進める。4番

目であるが、特に3の理解促進に重点を置いて、その取り組みをできる範囲で条例に具体的に入れ込んでいきたい。一方、合理的配慮の内容については、基本的な考え方やポイントになる取り組みを条例で押さえ、生活の各場面での取り組みは行政計画等（多摩市障がい者基本計画等）ほかの行政各部署でつくっている行政計画、また、別の冊子等で周知を図るような方法もあるのかなというところで、そのように検討して進めていきたいと考えている。

裏面に参る。議論の中ではどのようなことが話されたのかというところで少しご説明をさせていただきたいと思うが、庁内委員会の第2回、5月8日に行ったものの中では、合理的配慮について、これは庁内の委員会からだったが、個別の分野での明記は、細かく明記されてしまうと事業実施する中で非常に厳しいものが出てくるので、あまり明記するのは難しいのではないかという話があったり、合理的配慮の認識にもいろいろ差があるので、差別がどういうものなのかわかるようにしていけるといいのではないかというご意見をいただいたところだった。

また、市民委員会第1回であるが、そのときには理念的な条例とするだけでなく、相談体制等についても明記し、実効性のあるものにしていくべきだというような意見をいただいている。

アンケートについては、平成31年2月から令和元年5月末まで実施させていただき、こちらの表に書かせていただいた回収率であった。

また、市民委員会の第2回、6月27日では、主に次のような意見があった。制度・知識不足による差別がまだまだある。最低限の法令遵守、差別を禁止することだけではなく、あと一步進んだ声かけ、例えば配慮のある声かけといったものができていけるといいのではないか。3番目に、事業者はそれぞれ努力しているが、中小規模の事業者ではやはり事業運営上人の対応、施設整備的などところでの対応が難しいような事業所もあるのではないかというところがあった。また、教育においては、今は自由に選択できるようになっているが、引き続き交流の機会が必要だという意見があった。

また、3回目の市民委員会では、相互理解、障がいのある方とそうでな

い方のお互いの理解というところがキーワードになるのではないかというところがあったが、市役所の課長職で構成された庁内委員会では、相互理解といっても、障がい者が健常者に歩み寄るのはなかなか難しいところがあるのではないか、そういったところで相互理解という表現は少し難しい、表現としては少し工夫が必要なのではないかという話が出ていた。

8月の第4回の市民委員会では、前ページの先ほどご説明をさせていただいた多摩市としての方向性についてご説明させていただいたところ、おおむね了承を得たところである。また、いろいろ議論していく中で、条文等はこれから考えてお示ししながらご意見をいただくところであるが、やはり実効性のある条例にしていきたいという意見が非常に多かったこともあり、どこまで条文に入れられるか、これからいろいろ各部門の方々から意見を聞きながらつくってまいりたいという状況になっている。説明は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

遠藤委員 関心のある条例だが、中でもまさに言われた相互理解のところ、相互を理解していく中で触れ合うことの大事さというか、端的に言うとインクルーシブ教育の話をしているが、立川市や八王子市の同条例では、教育のところに踏み込んで書いたと思うが、多摩市における条例では、このインクルーシブの話はどのように扱われているのか。

松本障害福祉課長 具体的にインクルーシブの教育をどこまでというところを具体的にどのようにしていくか、まだ細かな議論までは至っていないところであるが、今まで障がいのある方とそうでない方が分けられて教育されてきたことによって障がい理解のところ課題が出てきたところがあるのではないかという意見も多くいただいている。だから、そういう触れ合う機会をできるだけつくっていくことが重要ではないかというところもあり、そういったことをこの条例の中にどのように趣旨として入れていけるのか、これからも議論されていく必要があるのかなと思っている。

遠藤委員 これまで議論はされていて、今後素案の検討をしていくと思うが、その中で文言として盛り込むか盛り込まないか検討をしていくということか。

松本障害福祉課長 今ご意見をいただいたとおり、そのような方向で進めていきたいとこ

ろである。

小林委員       この市民委員会に基本的に傍聴者として渡辺委員と大体いつも一緒である。毎回4～5人傍聴されている方がおられるが、全体でいろいろな障がい種別に集まっておられるのと、鉄道事業者、不動産業者、教育関係者、あと支援者の方が一堂に集まってやるということで非常に画期的だと思うが、まとめていくのはなかなか大変かなと傍聴していても思う。それで、来年3月議会に上程するという一応スケジュールがあるわけであるが、現状としては順調に進んでいるのか、それともなかなか大変なのか、そのあたりを聞かせてもらいたいのと、あと傍聴者に資料がそのときに配られるが、それは基本的には見るだけで持ち帰りはできない。傍聴しているとメモしたくなるので、できれば傍聴している方がそれを持ち帰れるようにして、次のときにまた見られるようにしたほうがいいかなと思うが、その点はいかがか。

松本障害福祉課長   今ご質問が2点あったかと思うが、1点目、順調に進んでいるかどうかであるが、議論で気になるところがあると、そここのところで議論が進まないようなところもある。市側もきょうはここまでを獲得目標にしたいというところがあったりするが、会議を行う前に事前にこのような考え方で進めたいのだというところは当事者の方々に一回調整をした上で会議に挑むような工夫は行っているところである。そのような中では、順調かというところ、そこまで言い切れるかどうかというところはあるが、今スケジュールとして目指しているようなところはある程度行けているかなと。あとはこれから案文にしていった後どう進んでいくのかというところが課題になってきそうかなと感じているところである。

また、2点目の資料のところであるが、配付してお持ち帰りいただくようにはしていないが、閲覧できるようにはしたいと思っており、行政資料室に置かせていただくといった工夫はさせていただきたいと思っている。

小林委員       それは持ち帰ってはぐあいの悪い資料があるという意味なのか。

松本障害福祉課長   特にそういうものではないと思っているが、一応傍聴された方に対しては、見られるような環境は整えていきたいと考えている。

小野澤健康福祉部長   傍聴に来ていただいて本当にありがとうございます。今後もぜひ引き続き皆さ



を議論するとなっている。この協議会については、11名の委員構成になっており、こちらの資料に書かせていただいている関係機関の方々に入らせていただいている。事務局としては障害福祉課、また、医療的ケア児(者)ということでいろいろな関係各部署にかかわってくる支援になるので、事務局に健康推進課、またその他関係課にも入ってもらうようになっている。協議会については年4回、2年を任期ということで開催を進めているところである。

裏面に参る。取り組み経過、今後のスケジュールというところであるが、第1回の連携推進協議会を5月に開催して、医療的ケア児を取り巻く状況について、医師、訪問看護師からお話を伺わせていただいて、現状どういったことが起こっているのかを議論させていただいた。また、その第1回の協議会では、アンケートの実施をして、多摩市内の医療的ケアが必要な方々の状況把握をしていこうということで把握させていただいたところである。関係各部署に対象者として把握している方々を確認したところ20名ほどおられるということで、その20名の方にアンケートを送ったところである。7月にはその方々15名から返信があり、医療的ケアが必要な方々が在宅で受けられるサービスが少し足りない、そういった方々を介護できる方々の介護負担が大きい、また災害時の不安、卒後への不安などの実態がその結果浮き彫りになってきたところである。

また、昨日第2回の連携推進協議会が開催されて、いろいろ議論をいただいたところである。このアンケート結果と同じような課題が浮き彫りになってきたかなと思っている。災害対応については喫緊の課題だと、住民に医療的ケアが必要な方々が地域で生活しているのだということ、身近に住んでいるのだということを知ってもらいと、それがいざとなったときに助けてもらえる力になるのではないか、そのような話もいただいたところで、そういう理解・啓発が重要ではないかという話もいただいた。また、卒後に通える場が必要である、採用率の充実が求められているということ、当事者のご家族の方からもいただいたところである。また、就学前のサービスが求められている。今まで仕事をしていたご家族が復職できずに辞めざるを得ないような方もおられる。今まではそういう復職したいという

方々がおられても、それは甘えではないかというようなことを昔は言われたが、今はそういう時代ではない、やはりそういう環境を整えていくことが重要ではないかというお話もいただいたところである。

また、災害時に医療依存度の高い方、人口呼吸器が必要な方もおられるので電気の確保も重要ではないかというところもあり、そういう取り組みにも気をつけて取り組んでいかなければいけないのではないかというお話をいただいたところである。昨日の議論については、当事者のご家族の委員から、ご家族を育ててこられたときに非常に困ったこと、こういうことで助かったというお話もいただいたところで、実体験から市に求められるものをお聞きできたのは非常によかったかなと思っているところである。また、そのようなところでこれからも議論を進めていって、最終的には来年度、令和2年の6月ごろには課題、また具体的な取り組みとして何が必要か等を整理したものを報告書として作成してまいりたいという方向で進めているところである。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大野委員 数年前にたしか医療的ケア児の問題を予算・決算のときに質問させていただいて、そのときはまだ市内でそういうお子さんが、保育園のようなどころには何人かいるが学校にはいないという話があり、その後こういう状況が出てきたり、あるいは事業者が市内にできたりというのがあって、現在約20名の対象者の市民の方がおられることがわかったが、例えばこれからの課題で出てくるのだろうが、そのとき学校関係で特にそれに該当するお子さんはおられないという話があったが、その後変わった状況はあるのか。

松本障害福祉課長 医療的ケアが必要なお子さんで特別支援学校ではなく普通学級に通われる方、そういったところはまだ進んでいないところであるが、昨日当事者のご家族の委員からは、副籍を取って通わせていただいたことで、障がない方との触れ合いがあったことで非常に助かったということもお話としていただいた。だから、今後の議論の方向性によってではあるが、そういう体制をどのように進めていくのかというところは市として求められるのかなと思っている。

大野委員　これはたしか党派を越えた議員や省庁を越えた形でいろいろな状況が整えられてきたという背景があったり、私は実際に市民の方で該当している方との接点はまだないが、実際にどれだけお子さんを抱えながら、仕事をしながら見ていくことだったり、地域の方に理解していただくためにいろいろかかわっている努力もだんだん報道されるようになってきたので、ぜひ多摩市でもそういった取り組みをきちんと受けとめていただいて、進めていただけたらと思っているので、今後とも情報提供をよろしく願います。

三階委員長　ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

それでは、14番、平成30年度多摩市に虹を架けよう大作戦の取組状況について、市側の説明を求める。

倉吉健幸まちづくり政策監　昨年度の多摩市に虹を架けよう大作戦の取り組み状況についてご報告をさせていただく。多摩市で進める健幸まちづくりであるが、非常に幅が広いということで、何をやっているのかということの方がわかりにくいというところもあるかと思うので、市民の皆さんに知っていただきたい取り組みを多摩市に虹を架けよう大作戦ということで7つのプロジェクトを設定して推進することをしている。それについて昨年度の取り組みをご説明させていただきたいと思っている。

7つのプロジェクトであるが、3つはすべての方対象ということで天の岩戸作戦、これが一番有名かと思うが、多摩市満喫プロジェクト、多摩市の魅力を味わい尽くそうといったプロジェクト、また、一人一人の市民を孤立させないためのつながる、つなげるプロジェクトというもの、それから、そのそれぞれの世代別にこどもスマイルプロジェクト、働き盛りの市民に向けた大人のプロジェクト、人生彩りUPプロジェクトといったもの、それから、長い人生を輝いて過ごしていただくという今を生きるプロジェクトという7つのプロジェクトを設定している。具体的な取り組み状況については推進室長からご説明を差し上げる。

田中健幸まちづくり推進室長　それでは、平成30年度の多摩市に虹を架けよう大作戦の

取り組みをご報告させていただく。まず天の岩戸作戦である。東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた機運醸成ということで、平成30年12月1日に国際交流センターと連携して東京2020公認プログラムである東京2020大会に向けたおもてなし講演&トークショー～伝えたい！受けた喜びあなたにも～を開催している。第1部では北京オリンピックリレーメダリストの朝原宣治氏による講演会、第2部では朝原氏と土田和歌子氏のトークショーが行われた。テーマであるおもてなしに関しては、人と接する際の距離感や肩ひじを張らず自然体であることの大切さ、地元のおもてなし環境整備などが語られた。

続いて大学連携の分である。多摩市と国士舘大学との東京2020オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みに関する連携協定に基づき、国士舘大学と連携して、市内のコミュニティセンター9館で「楽しく！美しい！ラジオ体操教室」を開催している。9館で延べ162人の方が参加をされている。

続いて2番の多摩市満喫プロジェクトをごらん願う。こちらはノルディックウォーキングのことに触れさせていただいている。スポーツ推進委員を対象にしたノルディックウォーキング指導者養成講座を6月10日に実施した。この養成講座によって日本ノルディックウォーキング協会公認インストラクターの資格を取得していただいた。その資格をもとにスポーツ推進員を講師とした市民対象のノルディックウォーキングを初心者体験教室という形で開催している。スポーツ推進員の方のメッセージも載せさせていただいている。

若者のまちづくり事業である。こちらは多摩市若者会議が主体となり、若者のまちづくり拠点「未知カフェ～TAMA REVIVAL～」をオープンした。その内容について載せさせていただいている。

3番、こどもスマイルプロジェクトになる。保育定員の増員ということで平成30年度からの3年間で目指している保育定員増員数205人のうち、平成30年度は40人の定員増を達成することができている。

新1年生の保護者のためのガイドブックである。こちら市内の幼稚園、保育園の担任等が小学校教員と連携をしまして、新1年生の保護者が抱え

る不安に応えるためのガイドブック「わくわく入学準備BOOK かがやけ！たまっ子1年生」を作成させていただいている。

4番の「大人の」プロジェクトである。こちらは健幸啓発情報発信の強化ということで、仕事や子育てに忙しい30代～40代の市民をメインターゲットにした健幸啓発情報誌「O t o n a - B a s i c」を発行した。病院や民間施設の待合スペースなど、街中で「ちょっとした時間ができる場所」に冊子を置かせていただいた。

健幸Spotである。健幸Spotは市内に5カ所、血圧計と体組成計がある。筋肉量、血圧、体重をはかることができる。こちらは平成28年度の3月にスタートした事業である。平成28年度は一月弱であるので利用者は300人であったが、延べで平成29年度末で7,600人、平成30年度末で1万5,800人の方にご利用いただいている。

5番の人生彩りUPプロジェクトである。こちらはわがまち学習講座の部分であるが、「まちづくりシミュレーションゲーム～SIMたま2030体験会～」を開催した。まちづくりシミュレーションゲームを体験することで自治体の行財政の仕組みを考えていただくものである。参加者は5人一組で架空の市の幹部となり、5年後10年後の市の予算づくりを体験していただいた。こちらは3回開催で85名の方にご参加いただいている。

にゃんともTAMAるボランティアポイントである。こちらの事業は平成26年度12月から始まったものである。高齢者のボランティア活動実績をポイントとして評価することで介護予防を促進し、元気な高齢者が地域に貢献できるような取り組みを進めることを目的としている。平成30年度までに登録者数が414人、受入機関は介護保険施設や保育園、コミュニティカフェなど51カ所まで拡大している。6番、今を生きるプロジェクトである。こちらはフレイル予防事業（TFPP）である。フレイル状態のチェックと生活改善のポイントの体験を通して、自分の健康レベルを知っていただき、医療や介護保険サービスなどの適切な支援や、介護予防活動など誰もが活躍できる場での継続した活動につなげる取り組みである。平成29年度に試行的に実施し、平成30年度から全市的に展開

した。平成29年度はモデル実施で4回、182人の方に参加いただいている。平成30年度から本格実施で、28回722人の方に参加いただいた。

地域介護予防教室である。こちらは介護予防リーダーと一緒に元気アップ体操などを行い、楽しく、笑いながら筋力アップができる集いの場で、平成28年度の参加者数は延べで1万1,053人であったが、平成30年度参加者数は2万83人である。測定結果の変化を一つの例として挙げている。5メートル歩行時間、こちらははや歩きをすることになるが、維持・改善につながった方が80%、交遊目的の外出機会を維持もしくは改善できたという方が91%であった。参加者の声としては、ズボンを立てはけるようになったというようなお話もあった。

7番、つながる・つなげるプロジェクトである。こちらは昨年度健幸まちづくりシンポジウムを3回開催しているが、そのうち第2回、第3回については病院完結型から地域完結型へ、直す医療から支える医療への転換という中で、病院の機能分化や在宅医療の推進が図られていることを踏まえ、多摩市内の医療資源（機関）の役割や機能をよりわかりやすく伝える市民向けのシンポジウムを開催している。2回目については165人の方のご参加、3回目については162人の方のご参加をいただいた。

糖尿病重症化予防事業である。こちらは薬局と連携し、薬局モデルでの事業展開を開始している。多摩市国民健康保険被保険者で糖尿病性腎症の重症化リスクのある方は、身近なかかりつけ薬局などの薬剤師から継続したサポートを受けられるようになった。参加者のプログラム満足度については、約96%の方が満足をされているということである。

以上が平成30年度の多摩市に虹を架けよう大作戦の主なものの報告である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大野委員 今年度についても、前年度と同じようなことが展開される予定なのか。それとも何か入れかえるものがあったり、新しいものができるのか。

田中健幸まちづくり推進室長 こちらの多摩市に虹を架けよう大作戦については、健幸まちづくり推進本部、政策監が部会長になって各部長が参加している会であ

るが、その中でいろいろ議論をさせていただく中で、例えば新規やレベルアップで、令和元年度であれば平成30年度とはまた違う内容の市民の方  
に知っていただきたい内容はこの事業であるということで、その内容を載  
せさせていただいている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次に、15番、「(仮称)調布市・日野市・狛江市・多摩市・稲城市 成  
年後見制度利用促進基本計画」の策定について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 6月の健幸福祉常任委員会でも概要をご報告したが、5市による成  
年後見制度利用促進基本計画の策定について、途中経過をご報告させてい  
ただきたいと思う。説明については福祉総務課長から説明する。

古川福祉総務課長 では、資料でご説明する。成年後見制度の利用促進に関する法律及び  
国による基本計画については、基本的な考え方として3点、ノーマライゼ  
ーション、自己決定権の尊重、財産管理のみならず、身上保護も重視とい  
うようなことが示されている。それを含めて、市町村の責務として(1)  
利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善、(2)権利擁護支援の地  
域連携ネットワークづくり、これが市町村に課せられた責務という形にな  
っている。それらの責務の部分のところを多摩市においては、せんだって  
6月議会で報告したように平成12年度に成年後見制度開始後、平成  
15年度から多摩南部後見センターを5市共同で設置し、運営を行っている  
ところである。この国の動向を踏まえて、15年余りに及ぶセンターの  
共同運営の実績を有する構成5市でその実績を踏まえ、共同で計画を策定  
する形になっている。

なお、多摩市地域福祉計画においては、施策1-4権利擁護の推進を掲  
げ、成年後見制度の活用、権利擁護・福祉サービス利用援助にかかわる人  
材の育成を挙げているところである。

計画の検討の経緯であるが、まず外部委員による多摩南部後見センター  
構成市の成年後見制度利用促進策定委員会が3回開催される予定である。

1回目については8月7日に終了している。この後2回3回ということで、

2回目についてはパブリックコメントの内容を検討し、3回目にはそのパブリックコメントの結果の報告をいただきながら最終計画案を検討する形になっている。

これを補完する形で、次のページであるが、構成5市の関係課長による策定委員会が年間11回予定されている。外部の策定委員会の基礎資料、そして各市においてどういう対応をするかという部分について協議をさせていただいているところである。

本日も報告するのが、成年後見制度の利用の状況が、市ではどういうことかというところが、これまで報告をさせていただいていなかったのも、改めてご報告をさせていただきたいと思っている。

現状と課題というところであるが、成年後見制度を取り巻く状況の中では平成30年の12月末時点における成年後見制度の利用者数は全国で21万8,142人であった。これは対前年比では3.7%の増加という形になっている。なお、開始原因としては、認知症が最も多く、全体の63%を占めている。成年後見制度は成年後見人と本人との関係であるが、親族以外の方が77%と多く、親族を上回っているような状況である。

3ページに行くが、成年後見制度の利用者数を、多摩南部後見センター構成5市で比較をしている。多摩市については、平成30年12月31日時点で成年後見制度の利用者は385名という形になっている。これは構成5市の中では調布市に次いで多いという形になっている。なお、近隣26市中利用者数が多い自治体は八王子市、町田市、小平市というような形になっているところである。ただ、黒丸であるが、多摩市の成年後見制度の利用者数は平成30年12月末時点の385人は、人口1万人に対して26.1人という形になっている。この値については、東京都の計が18.7人、そして26市の市部計が22.3人という形になっており、市部26市中7番目に高い水準という形になっている。

次に、成年後見人と本人との関係別件数であるが、多摩市においては弁護士・司法書士・社会福祉士の利用が38人57%である。親族が21人31%という形になっているが、平成30年度に新たに開始された事案の成年後見人と本人との関係を見ると、多摩市では弁護士・司法書士・社会

福祉士38%に次いで親族が31%となっているが、東京都や全国と比較し親族の割合が高いような形になっているところである。

成年後見の新規の申し立て件数については、多摩市は昨年度1月から12月までで64人という形で、これも調布市に次いで多いという形になっている。

4ページである。成年後見制度の申し立て件数、市長申し立てである。市長申し立てというのは、成年後見の申し立ては基本は本人、4親等以内の親族が行うことが原則であるが、市町村長がその福祉を図るために特に必要があると認めるときは、後見開始等の審判を請求することができるというような制度がある。多摩市においては、これを用いた市長申し立ての件数については平成30年度は10人という形だった。状況については、毎年度変わっている状況である。

最後に、課題整理としてのヒアリングの結果であるが、この計画の策定に当たって関係機関にヒアリングを行っている。対象者は私どものセクション、そして生活福祉課の生活保護のケースワーカー、高齢支援課、障害福祉課、地域包括支援センター、障がい者団体の方々、多摩市の社会福祉協議会、権利擁護センターの職員の方々にヒアリングを行っている。この内容というのは、成年後見制度の利用のことに関するヒアリングという形になっているが、その回答の中で主に特徴的な部分だけご報告をする。最近相談がふえているケースの傾向は、任意後見に関する相談、あるいは補佐・補助に関する相談というように、早いうちから、早期の段階からみずからの意思で成年後見制度に関心を持っている相談が多くなっている。一方、セルフネグレクトケースのように、所得にかかわらず課題の困難度が高いケースの相談が関係機関にはふえているような傾向があるということだった。

次に、多摩南部後見センターに依頼しているケースの傾向はどうかというところでは、高齢者の虐待ケースのように困難度が高いケースは多摩南部後見センターに依頼しているような方が多かった。あわせて生活保護の所得が低い方々の利用もお願いしているところである。多摩南部後見センターに依頼したいケースはどういう場合かというのは、複合的な課題を抱

えている困難ケース、あるいは触法の方などのケース、そういった方々のケースを個人ではなく法人として受任するような体制になっている多摩南部後見センターにお願いしたいというような声が出ていた。中核機関としての機能については、成年後見制度ことがよくわからない、利用者に説明を求められても、どこまで説明ができるのかというところが不安であるという声が支援機関から出ていた。また、多摩南部後見センターの利用方法が不明確である。さらに、多摩南部後見センターに緊急ケースをお願いしても、緊急性に課題があるというようなご一報をいただいている。現在これらのヒアリングの結果、5市をまとめた形でまとめさせていただきながら、これらの課題に対する対応を検討しているが、前回8月に開催された第1回外部委員会の中では、5市で検討する部分と、各市の中で各市の実情に合った形の中で対応できる部分と、二層構造の中での体制整備が必要ではないかというような意見が出ている。報告としては以上である。

三階委員長  
きりき委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

この成年後見制度利用促進基本計画というのは、多摩市の計画ではなく多摩南部後見センターの計画かと思うが、まず1つが、3ページの上のところに成年後見制度利用者数があるが、このうち多摩南部後見センターを利用されている方はどのぐらいいるのかと、もう一つは、この計画は多摩市の計画ではないということで、今後多摩市議会で議決するとか、計画を批准するとか、条例化するとか、そういった今後の動きについてどうい関係があるのかを教えてほしい。

古川福祉総務課長 ご質問は2点あるが、1点は、これは多摩市の計画ではなく多摩南部後見センターの計画ではないかということであるが、これについては多摩南部後見センターとあわせて多摩市の実施計画という2つの意味を持っているところである。だから、共通計画の部分は5市で検討させていただきながら、多摩市の部分のことについては、現在福祉計画の中間見直しをしているところであるので、そこで検討するような形になっている。だから、福祉計画の見直しにこの成年後見制度の基本計画の内容の部分の部分を今度入れ込むような形で検討している。さらに、成年後見制度の利用者数であるが、多摩市は合計385人という形になっているが、このうち多摩南部貢献セ

ンターで対応されているケースは17名という形になっている。だから、多摩南部後見センターは、経済的に困難性がある、身寄りがいい方たちを中心に行っているが、それ以外のニーズも高いというような事情が出ているところである。

きりき委員 人数はわかったが、福祉計画のスケジュールと同じタイミングでこの計画が策定されるということによろしいか。

古川福祉総務課長 福祉計画の中間見直しは、来年度からの見直しである。この計画についても来年度からであるが、ただ、年度の部分が、福祉計画は中間見直しをするのが3年間になるが、この計画は4年間というところもあり、その部分で1年ずつずれる形になる。その部分については、計画の策定のところで調整をしていきたいと考えている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、16番、民生委員・児童委員12月1日付一斉改選に伴う状況について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 民生委員・児童委員であるが、こちらについては3年に一度改選することになっており、今年度がその一斉改選の年に当たる。このため12月1日付一斉改選に伴う現在の状況についてご報告をさせていただく。福祉総務課長から報告する。

古川福祉総務課長 12月1日の一斉改選に伴う欠員がないようにということで働きかけているところである。委嘱状況のところの説明するが、3年前、平成28年12月1日のところでは、欠員地区が29というところから開始した。その後またふえたり減ったりしているが、今回元年の12月1日時点の中では、この欠員状況が28地区になる予定になっている。現在の段階である。これは75歳で定年になる方が8人、それ以外の理由の体調不良といったことで退任される方が6人、そして欠員地区が22人というような状況の中で、新たにここで民生委員になられる新規の方が8人で、一応今のところ欠員が28人という形になっている。

その下、欠員地区の状況ということで2番に書かせていただいているが、

特定の地域に長期間民生委員がおられないような状況が見てとれる。例えば48番の諏訪4丁目のところは、平成19年12月の段階から民生委員がおられない状況になっている。さらに、同じく79番の豊ヶ丘6丁目についても平成19年からという形で、かなり長い期間民生・児童委員の不在地区があるところである。

この一斉改選に伴う欠員地区の対応については、各地域の自治会、管理組合あるいはコミュニティセンターの運営協議会その他の方々にもいろいろお願いをしているところであるが、現状はこういう状況である。報告は以上である。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大野委員 もしわかればいいが、欠員はまたいろいろ課題になってくるのだと思うが、例えば26市中本市の場合は、欠員の数はどのぐらいの順位なのか。

古川福祉総務課長 この3月末の段階だと、平成30年度については26市の中で下から4番目である。だから、欠員地区が多いという形になっている。

いぢち委員 知り合いの民生委員の方から聞いた話であるが、ほかの市などでは、やはり今どこもなり手が少ないということで、誰かを自分の後継者として説明しに行ったり、お願いしたりするときに、市の職員の人がついていくようなことを聞いている。多摩市はそういうことはないのだと聞いているが、どうなっているのか。

古川福祉総務課長 今回新しい方8人になっていただくのだが、やはり多いのは自治会の推薦、そして現行の民生委員に知り合いを紹介していただくような形になるが、その他私どもがご説明に上がらせていただきながら対応させていただいているところである。だから、基本的には委嘱の部分、依頼の部分、そして仕事の部分については市の職員が一応説明させていただくが、ただ、やはり一番効果があるのは、現職の民生委員がこういう活動であるということをご説明いただくと、民生委員は非常に敷居が高いようで、そのような大変な仕事は私にはできないというような方で、例えば一旦お願いしてお断りいただいても、同じ地域の民生委員から一言声をかけていただけないかとお願ひして、その方からご説明をされると、そういうことだったらやってみようとお断りいただいていた方もおられるので、今のところは

市が対応させていただいているところである。

いぢち委員 そうすると、市の職員だけで、言ってみればお願いに行くこともあるのか。

古川福祉総務課長 それもある。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、最後17番、多摩市西永山福祉施設の開所について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 先ほど西永山福祉施設の条例の一部改正についてご議論をいただきありがとうございます。この施設の開所について、そのスケジュールと内覧会についてご報告をさせていただく。福祉総務課長から報告する。

古川福祉総務課長 では、開所スケジュールであるが、令和元年9月27日、金曜日に東京都から正式にこの物件の引き渡しをいただく予定になっている。その後、10月6日、日曜日の午前10時から午後4時まで内覧会を予定している。これについては、裏面に別紙を添付しているのでご確認いただければと思う。

10月17日～18日について、障害福祉サービス事業者が引っ越しの予定である。元年10月中に障害福祉サービスの事業者が事業開始予定である。なお、介護保険の事業者については、10月の段階で引っ越しをするが、事業の実施は11月からになる予定である。内覧会については、西永山福祉施設内で行うが、たま広報の9月20日号に掲載して、さらに市公式ホームページにも掲載させていただくところである。

会場の案内であるが、各機関の活動紹介用媒体物を準備させていただき、各団体に配っていただきながらご紹介いただくような予定になっている。なお、多目的室には、地域共生社会のPRとして地域福祉計画あるいは地域活動計画、地域福祉推進委員会などのパネル等を社会福祉協議会と協力しながら準備する予定である。

関係者・関係機関には案内を送付させていただく予定であるので、市議の皆様におかれても、本日内覧会のご案内をご確認いただいて、ぜひお越

しいただければと思う。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
以上で協議会を終了する。

午後 4時36分 休憩

(協議会終了)

---

午後 5時24分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

午前中に行われた陳情審査において、陳情者からの意見書を提出いただきたいという陳情については趣旨採択でまとまったが、その内容についてはしっかりと健康福祉常任委員会で協議して意見書を提出することになった。そして、休憩中さまざまな形で意見をまとめ上げ、しっかりとした意見書ができ上がったので、その案を読み上げたいと思う。

それでは、いちち委員からよろしく願います。

いちち委員 それでは、読み上げる。

重度訪問介護を利用する単身障がい者の都営住宅をはじめ各種住宅入居への配慮・支援を求める意見書(案)。

重度知的障害を持つなどして、重度訪問介護制度を利用し介助者による訪問介護を受けている障がい者が、住まいを確保するに当たっては大きな課題がある。障害者差別解消法及び東京都差別解消条例の趣旨に則り、障がい者の住宅入居に際しては、必要とする住居に入居できるよう合理的配慮を行い、都営住宅をはじめとする各種住宅への入居を容易にすべきと考える。よって、多摩市議会は、次のことを求める。

一、重度訪問介護を利用し介助者による長時間の介護を受けている単身障がい者が、その必要とするスペースを持つ都営住宅をはじめ各種住宅に入居できるよう、配慮・支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和元年10月 日。

多摩市議会議長。

東京都知事殿。

三階委員長 では、この意見書を委員会として提出することよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

三階委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上で本日の日程は全部終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 5時28分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

三階 道雄